

第十六回 参議院労働委員会 會議録第十二号

昭和二十八年七月十五日(水曜日)午後三時九分開会

出席者は左の通り。

委員長 栗山 良夫君
理事 井上 清一君
田村 文吉君
田畑 金光君

委員 伊能 芳雄君
田中 啓一君
宮澤 喜一君
吉野 信次君
梶原 茂嘉君
阿貝根 登君
吉田 法晴君
上條 愛一君
寺本 廣作君
堀 眞琴君
市川 房枝君

國務大臣 小坂善太郎君
労働大臣 佐藤 達夫君
政府委員 西村健次郎君
法制局長官 安井 謙君
労働政務次官 中西 実君
労働省労働局長 亀井 光君
労働省労働基準局長 磯部 巖君
事務局側 常任委員 磯部 巖君
常任委員 高戸義太郎君
法制局側 常任委員 高戸義太郎君
常任委員 高戸義太郎君
常任委員 高戸義太郎君

参事(第一部長) 今校 常男君

本日の會議に付した事件

○議員派遣要求の件

○公職会開会に関する件

○労働金庫法案(栗山良夫君外十三名発議)

○労働情勢一般に関する調査の件

(西日本本害地における緊急労働対策に関する件)

○本委員会の運営に関する件

○委員長(栗山良夫君) 只今から労働委員会を開会いたします。

本日の會議に付した事件は労働金庫法案、電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案、地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案、労働情勢一般に関する調査(西日本本害地における緊急労働対策に関する件)でございます。

ちよつと速記をやめて。

午後三時十一分速記中止

午後三時二十四分速記開始

○委員長(栗山良夫君) 速記を始めて下さい。

当労働委員会の運営につきまして、去る七月十三日から委員長及び理事打合せを開きまして、連日検討を加えて参りました。その結果につきましては、只今懇談会を以ちまして御報告を申上げた通りでございますが、これで

御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(栗山良夫君) それではさううに御了承を得たことといたしまして、進行を計りたいと存じます。

この際委員長及び理事打合せの結果に基づきましてお諮りを申上げたことがございまして、その一つは、議員派遣要求書を参議院議長に提出する件でございます。電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案の審査に資するため、電気事業施設及び炭鉱の坑内事情を实地に調査し、併せて同法案に対する関係者の意見を聴取する目的を以ちまして、第一班北海道、第二班福岡県、第三班福岡県、昭和二十八年七月十八日より七月二十一日までの四日間議員を派遣することにいたしましたと存するのでございまして、その派遣者の決定等につきましては委員長に御一任を頂きたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(栗山良夫君) さよう決定をいたしましたして、直ちに諸般の手續をとります。

○委員長(栗山良夫君) 次に御諮りを申上げた事件は、電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案に御関係いたします。その日取りは、昭和二十八年七月二十三日及び二十四日の二日間でございます。公職会に公述人として招致いたします人

人につきましては委員長に御一任頂きたいと存じます。右につきまして公職会開会承認要求書を河井議長に提出をいたしましたことと存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田村文吉君 今の公述人の選定につきましては、理事会にお諮りになることは御承知の上だと、さううに了承してよろしくございまして。

○委員長(栗山良夫君) その通りでございます。でき得ますならば、本日の委員会散会後打合せを申上げたいと思ひます。御異議ないようでございますからさうう決定をいたします。速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(栗山良夫君) 速記を始め

て。次に、労働金庫法案を議題に供します。先ず發議者より提案理由の説明を求めます。

○田畑金光君 それでは提案理由の説明を申し上げます。

只今議題となりました労働金庫法案の提案理由を御説明いたします。

我が国におけるいわゆる労働金庫は、昭和二十五年に岡山県において岡山県労働者信用協同組合として設立されて以来、各地においてこれに倣うものも多く、今日では北海道、東京、神奈川、大阪、兵庫等すでに二十九の都道府県においてその設立をみておるのであります。

これらの労働金庫は、労働組合、消費生活協同組合、その他労働者の団体

を主たる構成員とする協同組織の形態をとり、その事業は、一方においてそれら労働者を中心に組織する団体の資金及びその団体の構成員たる労働者の手持金を広汎に吸収し、他方において、その資金をこれらの団体の行う労働者のための福利共済活動の資金として貸し出すと共に、その団体の構成員たる労働者に対しその生活資金として融通しておるのであります。これは労働者が自主的組織により、その遊休資金を集めて、従来の金融体系において全く等閑に付されていた労働者の生活資金金融の途に活用するものでありまして、社会的にも大きな意義を有するものであります。

然るに労働金庫は、これまでそのための独自の法律がなかつたため、中小企業等協同組合法に基いてその信用協同組合として設立運営されて来たのであります。併しなから、中小企業等協同組合法の規定するところは、本来の労働金庫とは、目的、構成組織、金融の性質等すべて異り、そのため事業の運営にも幾多の不便を感じて来たのであります。労働金庫が今日の段階まで来しました以上、労働金庫の健全な発達を図るためには、その本来の性格に則した独自の法律を制定し、以てその基礎を明確にすると共に監督の適正を期することが是非とも必要であると考へまして、ここに本法案を提出いたしました次第であります。

次に本法案の規定の建前の主要点を御説明いたします。

○委員長(栗山良夫君) 次にお諮りを申上げた事件は、電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案に御関係いたします。その日取りは、昭和二十八年七月二十三日及び二十四日の二日間でございます。公職会に公述人として招致いたします人

人につきましては委員長に御一任頂きたいと存じます。右につきまして公職会開会承認要求書を河井議長に提出をいたしましたことと存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(栗山良夫君) さよう決定をいたしましたして、直ちに諸般の手續をとります。

○委員長(栗山良夫君) 次に御諮りを申上げた事件は、電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案に御関係いたします。その日取りは、昭和二十八年七月二十三日及び二十四日の二日間でございます。公職会に公述人として招致いたします人

人につきましては委員長に御一任頂きたいと存じます。右につきまして公職会開会承認要求書を河井議長に提出をいたしましたことと存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(栗山良夫君) さよう決定をいたしましたして、直ちに諸般の手續をとります。

○委員長(栗山良夫君) 次に御諮りを申上げた事件は、電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案に御関係いたします。その日取りは、昭和二十八年七月二十三日及び二十四日の二日間でございます。公職会に公述人として招致いたします人

人につきましては委員長に御一任頂きたいと存じます。右につきまして公職会開会承認要求書を河井議長に提出をいたしましたことと存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(栗山良夫君) さよう決定をいたしましたして、直ちに諸般の手續をとります。

○委員長(栗山良夫君) 次に御諮りを申上げた事件は、電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案に御関係いたします。その日取りは、昭和二十八年七月二十三日及び二十四日の二日間でございます。公職会に公述人として招致いたします人

人につきましては委員長に御一任頂きたいと存じます。右につきまして公職会開会承認要求書を河井議長に提出をいたしましたことと存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(栗山良夫君) さよう決定をいたしましたして、直ちに諸般の手續をとります。

○委員長(栗山良夫君) 次に御諮りを申上げた事件は、電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案に御関係いたします。その日取りは、昭和二十八年七月二十三日及び二十四日の二日間でございます。公職会に公述人として招致いたします人

先ず第一に、本法案では、労働金庫の構成及び運営の主体を労働者を以て組織する団体におき、個々の労働者は、会員となる資格は持ちませんが、会員としての議決権の行使、役員を選任等、労働金庫の運営については、団体の加入の会員にその主導権を譲るよう規定したておきます。労働金庫が労働組合運動の一環として行われている経緯及び労働金庫の預貯金の吸収、貸付金回収の確保等から考えまして、労働者を団体として把握することが労働金庫業務運営を円滑ならしめるゆえんであり、団体構成を貫くことが好ましいのでありますが、未組織の労働者が相当に多く存在する現状におきましては、これらの労働者に団体を持たないが故に金庫の途を閉ざすことは妥当ではありませぬ。そこで、業務運営上の發言力において団体会員との差異を設けた上、個々の労働者についても会員となり得る途を開くことによつて労働金庫の理念を現実にも即するようにいたしたのであります。

第二に、労働金庫の運営については、非営利の原則、直接奉仕の原則及び政治的中立の原則を定め、労働金庫の性格を一層明確にしたのであります。即ち、労働金庫の事業の運営については、労働金庫は、それ自体の利潤の追求を目的とせず、その事業の効果が直接に会員の利益として実を結ぶよう運営されなければならないのであり、更に、労働金庫は、労働者の団体の行う福利共済活動及びそれらを構成する労働者のために金融を行うものでありますから、労働金庫が政治的色彩を帯びたり、或いは特定政党のみの利益を目的として金融を図ることによつ

て会員に損害を与えるようなことがあつてはならないのでその趣旨を明確にしたのであります。

第三に、本法案では労働金庫の組織運営については金融機関たる性格に反しない限り、協同組織の原則を固くつづけているのであります。この建前より預貯金の受入、資金の貸付等の労働金庫の業務も専ら会員たる団体とこれに加入する労働者及び会員たる労働者、これらの親族のみを対象としております。これは労働金庫が会員たる団体を構成する労働者及び個人会員たる労働者の相互扶助の組織である以上当然のことであり、又それによつて初めて労働金庫の民主的な健全な運営が期されるからであります。

第四に、本法案は労働金庫が多数の労働者の零細な預金やその他の労働者の福祉のための貴重な資金を預る金融機関でありますので、その安全確実な運営を確保するため必要な規定を設けると共に、そのためには行政官庁の監督についても極力その適正化を図つております。

なお、この法律を施行する行政官庁といたしましては大蔵大臣及び労働大臣といたしてありますが、これは、労働金庫が広く労働者の福祉の増進と労働組合の運営とに密接な関連を有するものでありますので、労働行政上の必要から、これを労働大臣に所管せしめると共に、労働金庫は、一種の金融機関でありますので、金融行政上の面からは大蔵大臣の共管といたした次第であります。

以上、本法案の要旨を御説明いたしましたのでありますが、それによつて明らかになつて、その内容は労働金庫の本

来の特殊性に即応し、その健全な発達を期するため必要欠くべからざるものでありますから、何とぞ御審議の上、速かに可決されるようお願いする次第であります。

○委員長(栗山長夫君) 次に、本法案につきましても法制局より補足説明を願ひます。

○法制局参事(今枝常男君) この法案は、前国会におきましても本委員会の審議を経たことがあるのであります。ここでは簡単にその当時の、前国会におきまします法案と今回の法案との相違点につきましても主なるところを御説明申し上げます。

この改正になつております法案の順序に従ひまして主たる点を申上げることといたします。最初は第五条でございまして、これは金庫の事業に関する原則を規定したものでございしますが、先般の法案におきましては、金庫はその事業によつてその会員のために奉仕することを目的とし、営利を目的としてその事業を行なつてはならない、これだけの規定をいたしておつたのでございしますが、今回の案におきましては、只今提案理由において御説明のありましたようにもつと詳しく、その原則のほかに会員に対して直接奉仕するという原則、それから政治的中立に關する原則、この三つを規定することにしたてております。

次に十一條でございしますが、先般の十一條の二項におきまして個人会員に關する規定を置いておるわけでございしますが、先般の案におきましては、この個人も当然に会員資格があるように解し得るような規定になつておりま

したので、これを当然の資格とはいはしませんで、定款にその旨を定めましてたときだけがその個人が会員になれる趣旨に規定を改めたのでございします。

なお同一の条文の中におきまして、この第一項の第三号におきまして、前回の案におきましては国民健康保険組合及びその連合会が当然に労働金庫の会員たる資格を有するもののうちに列挙したしていただてございしますが、これは必ずしも労働者を主たる構成員となつてい場合があるようでございしますので、これは一応第三号からは外しまして、必要によりましては第四号の二として、定款によつて会員にすることができるようになつて改めたのでございします。

次に第十三條でございしますが、第十三條の第二項におきまして、金庫の役員が代議員を選ばしめたときに、これを金庫に通知するということだけを規定したてておりましたが、通知のほか書面によつて代表権を証する書面を、代議員の代表権を証する書面を金庫に提出することを要するということに規定を追加したたのでございします。

次に第十五條におきまして、先般の案におきましては、十五條のうちの第三項といたしまして、金庫は持分の譲受けについて承諾を求められた場合におきまして、正当なる理由がなければその承諾を拒んではならないという規定を置いてございしますが、これは具体的な各場合々々の情勢による判断に任せることのほうが適當であらうという趣旨でこの規定を削ることになつております。

次に第二十二條の第二項におきまして、先般の案におきましては、労働金庫設立の際の要件といたしまして、第二項で、五十以上の会員があることとほかに、会員に所屬しておらずとことろの人員の数が二万人以上であることをも設立の要件といたして規定しておつたのでございしますが、このうちで会員に所屬する個人の人数はこれを設立要件として法律上二万以上にびつたり押えますことは、實際問題として運用上困難を感ずることがあり得るといふ予想の下にこれは今回の案におきましては法律上の要件、厳格の意味からの要件から外して、第三項で一応それが努力目標になるという程度に改めた次第でございします。

次に第三十一條第二項でございしますが、先般の案におきましては、定款の変更については労働大臣の認可を受けなければその効力を生じないということにいたしまして、大臣の認可を効力要件といたしていただてございしますが、これは効力要件にまですべき必要はなからうという趣旨からいたしまして、単に「認可を受けなければならぬ」という規定にいたしまして、ただその違反に対しては罰則がかかるという建前に変更いたしておるのでございします。

次に第五十條でございしますが、第五十條におきまして、金庫から会員に対して各種の通知をいたします場合の規定を置いておるわけでございしますが、今回の案につきましては、この第五十條第一項の但書の規定を特に追加いたしております。で、これは個人会員に對します通知におきましては、第一項の本文に規定してありますような手続を必ずしもとりませんでも、公告をすることによつて各自への通知をしたと

最大限の努力をせられたい。
三、現地に於ける復興事業を急速に促進して、一般失業者に最大限就職の機会を与えるよう万全の措置を講ぜられたい。且つ事業の復興再開により一時的失業者の職場復帰を速かならしめるよう努力せられたい。

以上でございます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(栗山良夫君) それでは本案を当委員会の意見と決定いたします。そうして直ちに参議院の水害対策特別委員会並びに政府が設置いたしました西日本水害対策本部に申入れをいたすことにいたします。

○井上清一君 大休今日の條件につきましては終りましたが、議事進行に關して發言をいたしたいと思ひます。

丁度労働大臣もお見えになつておりますし、只今から電気事業及び石炭産業における争議行為の方法の規制に關する法律案に關しましての質問を開始されんことを希望いたします。

○吉田法晴君 もう五時です、一つこの辺でやめたら如何かと思ひます。

〔あわて過ぎるよと呼ぶ者あり〕

○田畑金光君 今日五時にもなつておりますし、最も重要なスト規制法案をこう端下の時間で、頭の疲勞していつに質問をし、答弁をする、こういうことではこの法案の議事促進にはならんと思ひます。そういうことは一応おやめになつて、お互いに今までの理事打合せで一応の議事日程は立てておりますので、そういう順序に従つて処理をする、こういうことが適切な

処理だと思ひます。殊に昨日委員会

においても一応満場一致で御承認を受けておりますビケット・ラインの問題については参考人に意見を聞くとか、或いは又はい肺法について委員会において研究会を持つとか、こういうような問題が残つてゐるので、やはり今週中において私はそういうものを片付けて、そうして先ほど決定されたように、二十五日以降専断的にこのスト規制法案の審議を進めて行く、我々もそれに協力することはやぶさかでない、決して〔異議なし〕それはわからん」と呼ぶ者あり) そういうことによつてこの法案が処理されることは何だから、そういうように余りどうも見え透いたことはおやめになつてはどうかと思ひます。(笑聲)紳士的にこの法案の審議を私は進めて行くことを申し上げまして、今の動議には反対であります。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○寺本廣作君 大分委員会が長くなりまして、お疲れの方もあるようでありまして、まだ張り切つておられるようでありまして、希望の方には質疑を許されたら如何でございますか、ああいう動議も出ておりますから……。

○堀真琴君 それは寺本君が言うように希望の方は質問するとか、疲れた人は帰つてもいいというのじや委員会としてまずいじやないですか。これはやはり話合ひの問題で解決して行つたほうがいいのじやないかと思ひますが、ね。そういう意味で、私は今日は五時過ぎていますから今日は散会して、明日又改めて委員会を開いて、そうしてよろしく審議すべき議案もありましようし、その上でよろしくやつて行くということにして差支ないじやないで

すか。

○田村文吉君 只今井上委員からの御動議もありましたが、もう五時になつておりますから、明日午前十時から、明日は本会議もありませんから……。

私は実は今日質問をする用意をして参りまして、そうして法制局長官にも労働大臣にも御出席を願うということであつたのです。併しよろしく諸般の案件が相当幾つもかかつて参りましたので、それで今日はやめて頂いて、明日午前十時から、委員長に今のスト規制法案に關するものを主として開いて頂きたい、こういうことで如何でしょうか、井上さんの動議を一つ……甚だ熱心な御動議でありましたが、(笑聲)質問をする本人は実は私でございますので、そういうことで一つ。

○田中啓一君 実は手配もつていたので、私は今そう申ししたのですが、併しまあわけに遅くまでやるというののも何でありますから、もう五時でございますが、今田畑君のお話の明日、明日ははい肺法その他のものをやつて、二十五日からということ、これは委員長が從來言うておられるところにも実は反する、委員長は難件を扱わないということはおつしやらんけれども、スト規制法についての質疑に入つて行くというのを從來言うておられるのですから、この点は一つ今、田村委員から御発言のようにお取計らいをお願いしたいと思います。

○委員長(栗山良夫君) 只今田中君から御発言がございましたが、実は私はこの点はちよつと今田中君の御発言と私の考へておりますことは……、実はこの委員会のおしまいでお話を申し上げようと思つておつたのですが、ちよつと違つたので御了解を得ておきたいと思ひます。

それは第一点は、はい肺法については審議はいたしません。私はこれは吉田君から大分御苦情が出ました。出ましたけれども、私は審議は大體いたさなくてもよろしく、併しこの国会には是非提案をしたい、皆さんの御協力を得て提案をいたしたいということを申し上げまして、これは皆さんの御賛成を得て決定をいたしました。従つてこのはい肺法を提案いたしますためには、今日日程を、非常に御苦心を頂いて、公聴会のところまで作つて頂きましたが、それからあとの日程の中ではそういうことをする機会もなかつたと思ひますので、私は是非とも現地に出張に出掛けます前に若干の時間を割きまして、はい肺法の立案に努力せられた方方においでを願つて、あの多数の内容を盛つておられますけれども、その概要について委員会の懇談会を開いて御説明を頂きまして、そしてほぼ内容の輪廓を皆様方でおつかみを頂いた上で本委員会に提案なり国会に提案になるようにいたしたい、こういうふうに考へております。これは御承認を頂いてのことでありまして、只今田中君のおつしやつたことは違つたのであります。それから第二点は、どういふことかと申しますと、ビケットの正当性の問題につきましては、これは本国会においてなお足りない点は継続審議或いは次期の国会においてやられたらよろしくというこの強い發言がございました。それ私も承りましたし、承りました。併しながらこの国会で問題になつた点をあつたままにしておくと、これは甚だ不本意であり、而も私も、

つと違つたので御了解を得ておきたいと思ひます。

それは第一点は、はい肺法については審議はいたしません。私はこれは吉田君から大分御苦情が出ました。出ましたけれども、私は審議は大體いたさなくてもよろしく、併しこの国会には是非提案をしたい、皆さんの御協力を得て提案をいたしたいということを申し上げまして、これは皆さんの御賛成を得て決定をいたしました。従つてこのはい肺法を提案いたしますためには、今日日程を、非常に御苦心を頂いて、公聴会のところまで作つて頂きましたが、それからあとの日程の中ではそういうことをする機会もなかつたと思ひますので、私は是非とも現地に出張に出掛けます前に若干の時間を割きまして、はい肺法の立案に努力せられた方方においでを願つて、あの多数の内容を盛つておられますけれども、その概要について委員会の懇談会を開いて御説明を頂きまして、そしてほぼ内容の輪廓を皆様方でおつかみを頂いた上で本委員会に提案なり国会に提案になるようにいたしたい、こういうふうに考へております。これは御承認を頂いてのことでありまして、只今田中君のおつしやつたことは違つたのであります。それから第二点は、どういふことかと申しますと、ビケットの正当性の問題につきましては、これは本国会においてなお足りない点は継続審議或いは次期の国会においてやられたらよろしくというこの強い發言がございました。それ私も承りましたし、承りました。併しながらこの国会で問題になつた点をあつたままにしておくと、これは甚だ不本意であり、而も私も、

すでに学識経験者の方々にも研究を、これは非公式でありますけれども、お願いをし、若干成果を挙げて頂いておる点もありますので、時間はたくさんかかせません、かかせませんが、一応委員会に参考人としてお招きをいたしまして御意見だけ伺つておきたい、こういうふうにお申上げて、この点も了解を得ておるわけでありまして、それで然らば、その二つの問題をやることにして、全然スト禁法の審議をしないでやるというのではございません。

私は十三日の壁頭からスト禁法については公報に載せているわけでありまして、(スト禁法ではない、規制法です)と呼ぶ者あり、(笑聲)規制法については公報に載せているわけでありまして、今日などでも、私が予想しておつたよりも意外に労金法と水害に対する決議案に時間を取つて、五時を過ぎましたためにスト規制法に対する質疑ができなかつたのであります。これは最初の見込では一時間で行うわけでありまして、田村議員からどうしても今日は審査をしたい、自分に優先的に一つ發言を許せという御發言でありまして、私も大體了承しておつたような次第でございますから、どうぞ一つ前からこのこれはお約束でございますので、田中議員の只今おつしやつたことは委員会でも今決定して参りましたこととは違つたのでございまして、承りました。承りました。併しながらこの国会で問題になつた点をあつたままにしておくと、これは甚だ不本意であり、而も私も、

○田村文吉君 とにかく明日の午前十時から委員会を開きまして、私の質問を開始させて頂くということだけ御

の運びをお願いしたいということだけ御

の運びをお願いしたいということだけ御

の運びをお願いしたいということだけ御

の運びをお願いしたいということだけ御

の運びをお願いしたいということだけ御

の運びをお願いしたいということだけ御

の運びをお願いしたいということだけ御

の運びをお願いしたいということだけ御

の運びをお願いしたいということだけ御

の運びをお願いしたいということだけ御

の運びをお願いしたいということだけ御

の運びをお願いしたいということだけ御

了承願いたい。

○委員長(栗山良夫君) ではお諮りを申上げますが、明日午前は田村委員の御質問を十時からいたしまして、それから午後には委員会懇談会を開きまして、けい肺法の提案に至るまでの研究をいたしたい、私はこう考えます。それから十七日の日にはビケに對しまして学識経験者を呼びまして、そうして一応の意見だけは陳述を求めたい、こう考えますので、参考人の人選等については委員長に御一任をお願い申上げたい、こう思うわけでありまして、(異議なしと呼ぶ者あり)

○田村文吉君 今の議事の運び方ですが、その問題はやはり理事会に一応お諮りを置いて、そうしてけい肺法の問題のお進めを願いたい、こう思うのですが、このけい肺法自体がすぐこの国会で審議を了すお見込であるならばこれは別でありましてけれどもけい肺法を我々は新たに提案をして、そうしてこれを今度衆議院に送る、こういうこととではあります、実は我々はまだ何も見ておらんのです。そういう関係でございますから、当然これは継続審議に移す問題である、こう考えておりますので、その問題は直ぐに参考人を呼んで云々ということよりも、今日与えられた問題を取りあえず取上げてするということが順序であらうと考えますので、私は先ずスト規制に関する法律案について質問その他の審議を始め、行くのが順序であると思うのですが、併しそれこれのことは一つ、又今日これからでもよろしくございまして、散会後に理事会を開いて御協議願いたいと思ひます。

○委員長(栗山良夫君) ちよつとお待たせ下さい。今理事会を開けというお話でございますが、これは十三日以来委員長及び理事打合せにおきまして、私は十三日からずっと、この私が持つてくる資料によりまして、二十六日の公聴会までの日程を詳しく申上げまして、そうして十四、十五、十六、十七日のことは、今私が申上げましたことを全部述べて、そうして一人も御異議はなかつたわけでありまして。御了承を得ているのであります。ただ御異議が出ましたのは、現地出張について六日間という日程について、これについて御異議が出ただけでありまして、私はさように了承いたしておるのであります。

○田村文吉君 私はけい肺法について公述人を呼ぶとかというようなことは今初めて委員長の口から伺つたのであります、その問題はちよつと委員長と思ひ違ひをしてゐるのではないかと思ひます。

○委員長(栗山良夫君) わかりました。このけい肺法につきましては参考人を呼ぶということには私は申しませぬ。けい肺法につきましては、この立案をしてくれた人から、もつと具体的に申しますれば吉田君、田畑君の二人、それから法制局が熱心にしてくれましたので、この方々から成案を得ましたので、大体法律案の内容の概要をここに聴取したい、こういうことを申上げておるだけでございまして、学識経験者を呼んで参考人として陳述を願いたいというのはビケの正当性の限界に對する問題でありまして、全然違つたわけでありまして。

○井上清一君 けい肺法の問題につきまして私の了解しておりますことは、適當なる機会においてお話を承承るといふことについては私も了解しておりますが、明日の午後において相當の時間をかけてけい肺法についてのお話を聞くといふことについては私も大いに異議がある。適當なる機会においで承承ることについては私も別異存はありません。

○委員長(栗山良夫君) これは私の責任に關することですから申上げます。私が、私は委員長及び理事打合せに、一番最初用意して来まして申上げたのであります。はつきり書いてあるものであります。例えば、もう一遍初めから申上げます。

○委員長(栗山良夫君) それは私の責任に關することですから申上げます。私が、私は委員長及び理事打合せに、一番最初用意して来まして申上げたのであります。はつきり書いてあるものであります。例えば、もう一遍初めから申上げます。

○委員長(栗山良夫君) わかりました。このけい肺法につきましては参考人を呼ぶということには私は申しませぬ。けい肺法につきましては、この立案をしてくれた人から、もつと具体的に申しますれば吉田君、田畑君の二人、それから法制局が熱心にしてくれましたので、この方々から成案を得ましたので、大体法律案の内容の概要をここに聴取したい、こういうことを申上げておるだけでございまして、学識経験者を呼んで参考人として陳述を願いたいというのはビケの正当性の限界に對する問題でありまして、全然違つたわけでありまして。

○井上清一君 けい肺法の問題につきまして私の了解しておりますことは、適當なる機会においてお話を承承るといふことについては私も了解しておりますが、明日の午後において相當の時間をかけてけい肺法についてのお話を聞くといふことについては私も大いに異議がある。適當なる機会においで承承ることについては私も別異存はありません。

○委員長(栗山良夫君) これは私の責任に關することですから申上げます。私が、私は委員長及び理事打合せに、一番最初用意して来まして申上げたのであります。はつきり書いてあるものであります。例えば、もう一遍初めから申上げます。

○委員長(栗山良夫君) それは私の責任に關することですから申上げます。私が、私は委員長及び理事打合せに、一番最初用意して来まして申上げたのであります。はつきり書いてあるものであります。例えば、もう一遍初めから申上げます。

○委員長(栗山良夫君) それは私の責任に關することですから申上げます。私が、私は委員長及び理事打合せに、一番最初用意して来まして申上げたのであります。はつきり書いてあるものであります。例えば、もう一遍初めから申上げます。

○委員長(栗山良夫君) わかりました。このけい肺法につきましては参考人を呼ぶということには私は申しませぬ。けい肺法につきましては、この立案をしてくれた人から、もつと具体的に申しますれば吉田君、田畑君の二人、それから法制局が熱心にしてくれましたので、この方々から成案を得ましたので、大体法律案の内容の概要をここに聴取したい、こういうことを申上げておるだけでございまして、学識経験者を呼んで参考人として陳述を願いたいというのはビケの正当性の限界に對する問題でありまして、全然違つたわけでありまして。

○井上清一君 けい肺法の問題につきまして私の了解しておりますことは、適當なる機会においてお話を承承るといふことについては私も了解しておりますが、明日の午後において相當の時間をかけてけい肺法についてのお話を聞くといふことについては私も大いに異議がある。適當なる機会においで承承ることについては私も別異存はありません。

○委員長(栗山良夫君) これは私の責任に關することですから申上げます。私が、私は委員長及び理事打合せに、一番最初用意して来まして申上げたのであります。はつきり書いてあるものであります。例えば、もう一遍初めから申上げます。

○委員長(栗山良夫君) それは私の責任に關することですから申上げます。私が、私は委員長及び理事打合せに、一番最初用意して来まして申上げたのであります。はつきり書いてあるものであります。例えば、もう一遍初めから申上げます。

○委員長(栗山良夫君) それは私の責任に關することですから申上げます。私が、私は委員長及び理事打合せに、一番最初用意して来まして申上げたのであります。はつきり書いてあるものであります。例えば、もう一遍初めから申上げます。

どうか、私は記憶がございませんけれども、申上げたのです。そうして而も先ほど、一括してこの問題も研究すべき問題であるので、異議がなかつたかというのでこれを認めたことにはならないということを寺本委員はおつしやいますが、その後この現地派遣の日程等も、今日やりますまで前段のことについては一言も誰からも御発言がなかつたわけであります。従いまして私は一括して御了承を頂いておるものと、こういう工合に理解をいたしております。

○田畑金光君　これは私は今更ここで問題にするのがちよつとおかしいのですがね。このけい肺法、ビケラインののりでは、たしか二回ほど本委員会においても、議事録にないのは懇談会の形式であつたか、その点には私も記憶がはつきりしませんが、二回もこの委員会において全員の御了事を得たのです。ただ不幸にして、そののり當時は自由党の委員の人々も余り出席されてなかつたのですよ。たしか一人はいつも出ておられたと思います。が……。そこでこのけい肺法の問題について、この委員会において難件として処理する、そうしてスト規制法案が正式に審議される前にこれを処理して片付けて行こう、こういうことは二回ほど本委員会において満場一致で承認を得ていたわけなんです。確かに今委員長のお話のように、あの節その議事の運び方に対して、自由党のほうからも改進黨のほうからも質疑がなかつたのです。そうしてその他の問題に対して質疑があつて、全部この方針でやることにつ

いて御異議がないかと委員長が諮つたところが、全部承認という形でこれは処理されておるのですよ。今頃になつ

てこの問題を殊更取上げて、新たにこれを理事会で或いは委員会でこういうことをやられるということは、私から言わすと、今までのこの委員会におけるみずからの審議の機会を放棄しながら、或いは聞かなかつたのだ、忘れたのだ、こういうことでは私済まされんと思う。やはりこれは今までの経過をよくお互いが振り返つてみて、あらゆる機会にあらゆる問題にお互いが真剣

に討論する機会を持つて来たならば私は本日こういうような御意見が出るとは夢にも考えないのです。そういうような点はどうか十分皆さん方もお考え願つて、これは我々……殊にまあまじめというところかしいが、この委員会に出席して議事の経過をつまびらかにしている者から言つと、今日由党の委員の各位からお話のことは、ちと今までのいきさつを無視されているような感じがしますので、これは一つ明日午前中、田村委員の質問を受けるなら受けるでよろしいでしょう。午後におきましてはピケラインかけい肺法か、いづれにいたしましても、現地を視察する前にこの雑件だけは処理することを踏つて頂きたいと、私はかように申上るわけであります。

○田中啓一君　私はやはり十三日以後の委員長及び理事打合会の際の御相談というものを重視するわけであります。これはどうも私は寺本委員の御発言の通りだと思うのです。それで寸から、結論としては田村委員の御発言のように御処理をなさるのが当然のことなんで、それ以後のことをきまつた

もののごとお扱いになるのは、私は誤解だと、こう申上げざるを得ないのです。

○吉田法晴君 実はこの十三日、委員長及び理事の打合会で、現地の調査ということについて大菱御心配をかけ、その結論も、田村先生等の御斡旋もあつて出て参りましたときに、私ども多少意見はあるけれどもこれは了承しなければならぬと考えた際にも、私実は当然今週中に雑件とそれから、肺法、労働金庫法の提案については了承を頂いておるものと思つておつた。そ

れからけい肺法を今国会に提案するといふことも、これは私は既定の方針だと思ふ。それから調査の案件をやるといふことについては異議はなかつたし、取上げるといふことに了承を頂いておる。或いはその日取りについてどうということは、これは現地調査の点もあるからびしやつと委員長及び理事打合会できまつておるかどうか……或いは若干残るかも知れませんが、併し取上げて頂くといふことについては私は当然皆さんお認め頂いて御考慮を願つた。そうしてその点を考えて私は現地調査の点をおきめ頂いたと、かように考えますので、今になつてそういうものを取扱うか取扱わんかというようにな疑問を提出されますることは、私どもだまされたような感じがするといふ

ことだけ申上げて、既定の通りに認められた調査案件を続けられ、それからいけい肺法について速かに提案できるとうに、私どもいけい肺法の立案についてはこれほど……、まあ法制局を煩わしましたけれども、一月月近い日にちを精魂を傾けて、御期待に副うよう立案をして参りました。これは御研究

頂いて結構ですが、速かに提案できる
ようにお取り運びを願いたいと思いま
す。

○寺本廣作君 この委員会として速記にも残つて正式にきまつておる十七日までの日程は、雜件とスト規制法、兩方やるということだけだと思ふ。その正式決定の解釈については、委員長は、十三日の日に自分が試案を出しになつたときの日程で行くものと解釈しておられるし、私どもはあの日程は現地視察、公聴会と併せて一括して委員長がお出しになつたので、その部分

が發つておる。委員長のあのとき
の試案は一応御破算になつておると解
釈してゐる。正式にきまりました十七
日までの日程の解釈に關しまする問題
でありますから、これにお互いに意見
の食い違ひが出ておりますから、こ
れは改めてこの委員會で明日、明後日
の日程、即ち雜件とスト規制法をやら
れるということについての内訳につい
ての御決定をなさるべきが當然ではな
いかと思ひます。(異議なし)と呼ぶ
者あり)

○田畑金光君　今幸本氏からスト規制
法と雜件と、かういふふうなお言葉が
使われておりますが、確かにそのよう
なことで處理されて来たと思ひま
す。いわゆるその雜件の中には先ほど
來問題になつておる勞働金庫法案、

けい肺法並びに駐留軍労務者の問題、或いは又ビケラインの合法性の問題、これが入つておるといふことは寺本氏も御了承だと思います。従いまして我々はスト規制法案を審議しないといふことを申しておるのでは決してないのです。今後の三十一日の会期末までの重要な法案というものはスト規制法

案が中心となつておるといふことは、我々もこれは明確に認めての話であります。ただ現地を調査した後の議事のみです。

過程というものを考えた場合において、これはスト規制法案一本になるといふことは、これ又我々もそういうふうな見通しを持つておるわけであります。従つて雑件というものはその前に処理しておこうというのがあの當時のあつたわけですね。従ひまして、皆さんが雑件の中にけい肺法、或いは今申上げたような学識経験者の意見等を聞くことと

何ら考え方は違ふわけではないのである。従つて我々の申上げるのは、田村先生が明日質問されることも我々は了承するわけです。同時にけい肺法も研究会においてこれを研究して、そうしてこの実行化に我々は必ず努力するといふことも、これは今までの約束であつたはずで、これはつまり委員会の一運営においては、やはり私は審議の原則というものが裏付けなければいけないと思ひます。今までお互いに約束合つたことを、この段階になつて一方的な議事の審議の方向に持つて行ふといふことは、私は審議の原則に反する、これはやはり先ほど、昨日も二、三日以来、田村先生の良識に訴へて、我々はすべて事は円満に来ておる

○委員長（栗山良夫君）委員長として、わけてですが、その点は一つ田村先生も良識を更にお出し頂きまして、我々々は決してスト規制法を審議しないわけにはないもので、今までの約束通りこの際難件も同時に処理して行こう、ということを上上げているわけですから……。

しては……。

○田村文吉君 今の田畑さんがね、さつき二十七日から審議するということやうなことを言うたものだから面倒になつちやつたので、もう委員長が言つておる通り、明日からスト規制法もやるし、又雑件と言つておられますが、又緊急の問題が出るとも限らんですが、そういう問題もあるでしょう。でありますから決してそういう緊急の問題を放擲してもいいという意味じゃない。又今のけい肺法の問題にしても、今国会中一つ提案だけはしようじゃないかといふことも、皆さんが了解していらつしやるのでありますから、そうその私はやかましく……、あなたが二十七日からやるのだというのを言うものだから世の中面倒になつて来た。だからあなたがそういうことをやめて、それだなくて、明日からやはりやる、やる日程を作つて、理事会で一つ相談をして、それしや明日これをやつて、何時から何時まではこれ／＼をやるといふふうに相談をしたらどうか、こういうのが私の案なんだ、おわかりでしょう。

○委員長(栗山良夫君) それは委員長としましては、先ほど寺本君から、私が委員長理事打合会で申述べたことについて、総括的にはもう無効になつておる。こういうふうにおつしやつたのですが、委員長としては、そういうことではこの議事の進行を私は計る責任を負ふなと思ふのです。委員会のやはり進行は、とにかくつと委員会というものは繋がりを持つておるものであります、順次いろ／＼な重要なことを決定して来ております。そうして決定して来ていることを軌道に乗せて行くということが私は委員長の責任だと思つておる。従つて委員会の決定が途中において順次覆されて行くということでは、これは国会の権威ある委員会としての議事の進行は計れないと思ひます。

○寺本廣作君 原則論はお説の通りです。併しこの十三日の際は、委員長から一応試案を出し頂くように私が頼んだわけなんです。それで委員長は試案を出しになつて来た。そのうちで特に問題になつたのは現地視察の問題である。併し現地視察はその事前、事後における審議とは切り離してはきめられん問題である。議論を集中したいと思ひます。併しこれは一貫した案を委員長がお出しになつたのです。その後正式に決定になつた。今日正式に決定したものがひつくり返るようじや委員会の議事の運営はできないと思ひます。併し委員長が仮案を、試案を出しになつた。それについて皆さんの意見が、実際にその一部分についてしか意見を言われなかつたと言つても、その案が修正されて、正式に決定になつたあとにはその通りに進めて行くというのが委員会の取り進め方だろつと私は思ふのです。

○阿具根登君 私は今の寺本さんの意見とちよつと違ふのですが、正式に決定する前に、十三日の試案を出されて来たときに、この雑件の問題等は相当ここで論議してあるはずだ。ただそういうやつは十分その中に含まれて現地出張もきめたわけですから、委員長が言つておられるのは、その中で雑件もやるけれども、労働情勢一般もやるということを言つておられるから、而

もそのとき皆さんも御発言になつておる、現地出張までこの雑件を上げるのだ、こういうことを言われてやつておるので、何も今ここでそういう問題を出されることはないと思ふのですがね。

○田村文吉君 いや、日をきめて、明日はけい肺法、明後日はどうということをおつしやつたから、そういうことを理事会で相談をしてきめて頂きたい、こういうことを私は発言したのであります。だから決して雑件を審議しちやいけないうことを私は申し上げたわけじゃないのだが、それは私は委員長が自分ではどういふ考えを持つておられたか知らないのですが、それによつてすべてを進めるというとはいけないうから、理事会にお諮りになつて進めて頂きたいといふことを言つたのであります。

○阿具根登君 ああとき空気の、皆さんのお考えもさうだつたと思ふのですが、成るべく早く雑件のほうはきめてしまつて、それから労働法に行こうじやないかといふような空気が多分にあつたように、これは論議されたとは思つてゐるのですが、それでは皆さん、三十一日まででも二十九日まででも雑件をやつて行くという御主張なんですか、今のところおやりになるつもりなんですか、それともこれはやらん考えですか。

○田畑金光君 そういうことになつて来るとね、私は寺本氏の御意見もありまうが、スト規制法案並びに雑件を処理して行くという大綱については満場一致承認されているわけなんです。ただ問題になりましたのは、スト規制法案の中、現地調査という細目について問題になつたので、この二、三日来理事

会等において何日のうちにやるか、場所をどうするか、こういうことで私は検討されて来たと思ふのであります。若し飽くまでもそれを主張なさるのなら、私は、我々としてはこの雑件も同時に、会期の末まで至る間同時にこれは審議する、こういう方針であるべきだと思ふのです。そういうことで一つ処理することを提案いたします。

○阿具根登君 皆さんの御意見がさうだつたら私もそれでいいと思ひます。その代り最後まで雑件も、皆さんの御意見も……。

○堀真琴君 そり余り角張つちやいかんのだ。大体寺本君は今、今日正式にきまつたといふことから、十三日に委員長から試案が出された、それに対して各種の意見が出されて、それが調整されて今日の最後の結果になつたわけなんです。従つて寺本さんの言う通り前の奴は駄目なんです、今日からの奴が正式なものだといふことにはならんと思ふのです。きまつたのは今日です。ですからきつた十三日の委員長の試案からいへば、意見が出て、今日までとまつて来たわけなんです。従つて委員長は試案であるからいかに、これを弄ろうといふことは、私は間違ひだと思ひます、それから実地問題として吉田君や田畑君が言うように、審査案件についての大体の皆さんの御意見は私は一致しておつたのだらうと思ふのです。

○田畑金光君 そういう意味で何もスト規制法を十七日までやらんといふのじやない、やるのですから、それをやりながらこの審査雑件を進めて行く、一応のけじめをつけて行く、こういうのです。私は何も不一致はないと思ふので

すが……。

○寺本廣作君 委員長が十三日に御提案になつた部分に対して、現地出張以外で交つてゐる部分があるのです、今日の話では、十三日におつしやつたのは、十八日にビケット・ラインをやるということ、そのとき学識経験者、検察庁その他一般の者を呼んでやる、その部分だけが交つてゐる。今日最後の決定では交つてゐると思ひます。この一事を見ても、あなたが十三日に発言されたのがそのままここで承認されているものでないといふことは明らかです。

○委員長(栗山良夫君) ちよつともう一遍おつしやつて頂けませんか。

○寺本廣作君 あなたがその日言われたのは、十八日はビケット・ラインについて学識経験者、検察庁、一般の者を呼んで意見を聞きたい、こう言つておられます。

○田畑金光君 それは正にそのことが寺本さん、我々の言うことの正当性を立証するのです。これは十八日までです、そのような法案を審議して行くといふのが、我々のあの当時のお互いの考え方だつたわけなんです。ところが現地調査という問題が起きて来て、そのようないふことがあつたから、十九日以降といふことにこちらで主張したけれども、自由党の委員の皆さんが一日でも繰上げなくちや大変なことだといふことで、十八日というものに繰上げて来たので、そのビケット・ラインの問題も十七日、十六日と、繰上げざるを得なかつたので、十八日にやるというのをあの当時、あなたも含めて全部が委員長の報告を了承したのである。ところが現地調査という問題が出

て来たので、この二、三日来理事

会等において何日のうちにやるか、場所をどうするか、こういうことで私は検討されて来たと思ふのであります。

○阿具根登君 皆さんの御意見がさうだつたら私もそれでいいと思ひます。

て来たから繰上げて来たので、あなたの主張は我々の言うことを正当付けるものにはならないのです。

○寺本廣作君 いや、私は委員長の話、この現地出張以外のものは、自分があるの申上げたのが皆さんから承認されておられると言われるから、それでないというこの証拠に今の事実を挙げたんです。

○委員長(栗山夏夫君) 私のメモはこういうことになってるんです。今あなたのおつしやつたことを訂正いたしますが、十六日に参考人、十七日付け肺法、十八日付け肺法というふうに書いてあるんですが、私のメモは、これを御覧下さい。

○寺本廣作君 私はあなたがおつしやつたことをここにメモを取っているんですがね、それを見ると十六日が労金になってるんです。

○阿具根登君 ちよつと私、今寺本さんがおつしやつたように、十八日まで三日間で雑件を上げようじゃないかということだつたから……委員長が余り正直過ぎるからいかんですよ、十七日までやつたら、これじゃ足らんから、十七日それじゃ現地出張して、翌日の雑件をやらなければいかんと、寺本さんのおつしやるのはわかんと思うんですよ、併しそうじゃなくして、三日やるやつを二日に縮めたから、却つてそれじゃ余り審議する日が足らんのじゃないかというお気持があるなら、私はこれは飽くまで最後の日まで併行審議をやつて行つてもらいたい、やるといふことがきまつてゐるのだから、そういうことは恐らくおつしやるまいと思ひますから、却つて二日ではできないのじゃないかという意見が皆さんに

あるんじゃないかと思うんですがね、そのときは三日取つて、それから出張しましよというのをまあ御相談申上げて、それから委員長理事会でその後、五日は長過ぎるということに縮められたわけなんですね。それでは、委員長が提案されたやつは、三日間その審議期間を置いておられる、ところがこの二日になっておられるわけですよ。それを皆さんで早く上げてもらつてから……それで二日間でもやれないというならば、あのときは委員長の気持はあつたわけけれども、二日間でもやれないから、もう一日下さいということならわかる。

○田村文吉君 私は何日の日にけい肺を上げて下さいということ実は今日初めて委員長の前から伺つたんです。が、或いは前にそういう法案を以て御発表になつたことがあるかも知れませんが、これは私知りませんが、正式の委員会の決議にはなつておりません。これだけは私はつきりしておりません。そこで私はそういうことを今荒立てて言うことではないじゃないか、どうでしようか、そういう問題を御協議するために、幸いに理事会において難問であつた出張の日数の問題もきまつたんですから、理事会においてそういう問題を協議して、一つ四満に事を運んで行つたらどうかということをおつしやるから提案してゐるんです。皆さん賛成して下さい。

○委員長(栗山夏夫君) 委員長といたしましても……

○田村文吉君 委員長不信任でも何でもありません。委員長もいろいろ今度日程が変つたのですから、食い違いも出ておるであらうですが、それだからとい

つて私は委員長を責めようとは思わないう、委員長不信任ということも言わないう、それはいろいろな事情で変りましようから……。ただこの三日間は今日でもよろしい、明日の朝でもよろしいから、委員会についてどういふふうな議事を進めよう、こういう御相談をして頂きたいと思ひます。(賛成)と呼ぶ者あり

○委員長(栗山夏夫君) 委員長としましては、この委員会が雑件でお諮りをしなればならんことは、ビケラインの正当性の限界について参考人を招致することにしてお諮りすることだけが残つております。なぜかと申しますと、今日の委員会の冒頭において私は十三日以来の委員長及び理事打合の報告をいたしました。その報告は速記に残つておりますから御覧を願ひたいと思ひますが、十三日以来連日委員長及び理事打合を開きまして、漸く意見の一致を見ましたということをお報告をいたしました。そうしてその一致を見ました中で、委員会にお諮りをして御決定を願わなければならん議があるからこれをお諮り申上げます、こ

う申しまして、現地出張の件と公聴会に公述人を呼ぶことと、この二点をお諮りいたします。御決定を願つたわけでありまして、従ひまして委員長理事打合会においていろいろと相談をいたしましたことは、十三日私が提案いたしましたことについて全部を含めて当委員会承認になつておるわけでありま

す。従ひまして私はビケラインの参考人を当委員会に招致することを皆様方にお諮りする義務が残つておるだけあります。

○井上清一君 先ほど以来寺本委員か

らいろいろ御意見の発言があります。これはあの十三日当日における委員長のお考えと、あの当時委員長及び理事打合会において受取つたその受取り方において相当違つた点があつたのじゃないか、私はこう思ひます。改めて私はここでその問題点をつきりさしたほうがいいのじゃないか、要すればこ

こで一応その今後の問題の進捗方を図るために、もつと問題点をつきりさして、若しどうしてもこの議論がいつも行きつ戻りつするようなことであつては、今後の議事の進行にも関係いたしますので、或いは決を採るといふうなことで行つて行くのが議事進行としていいのじゃないかというふうには考へるのです。で、先ほど来寺本氏の御意見も、あの当時、とにかくこれまで問題になつております件は、出張日程並びに公聴会の日程が問題になつたわけでありまして、なお出張までに至りますまでの何と申しますか、議事の取運び方につきましては、まだそういう正規の、理事会においていろいろ話

は出ましたけれども、全体の何と申しますか、委員会の問題になつたのは今日初めてであります。さういふ意味で十分、先に委員長が説明されました点において違つてゐると思ひます。この際先ほど申上げましたように問題点を

はつきりさしたほうが、今後の議事進行のために私はなると思ひます。私はさうに考へる。

○田村金光君 何の問題点だ。

○井上清一君 受取り方が違ふ。

○吉田法晴君 発言の許可を頂きまして、あなたが、あなたはそのとき申されてお

ついで委員長及び理事打合を開いてという御提案がありました。井上さん、あなたの言つた議題がどれだけ委員会にかかつてゐるのかという点について根本的に意見の食い違いができてゐる、あなたたちと私は……。その中にはそれじゃ理事会において労金法なら労金法の取扱をどうするか、こ

う点についてはどれだけ議論があつたか知らんけれども、現実にはどういふ議論があり、署名、審議を終つたわけですよ。労金法を審議するということが、これは委員会の従来の了承、それから肺法ならけい肺法を提案するためには研究を要する、こ

う点も、それから雑件を片付けてという点においては、調査案件を片付けてという点については御異議はなかつたはずで、それを含んでとにかく日程について御相談があつたのだから、その労金法なり或いはけい肺法、ビケラインの限界なり、調査案件の締め括りをつけるということに

ついて、これは委員会の議題になつてゐるということについては御異議ないことではないか……

○井上清一君 委員会の議題になつてゐる点について私は承知してゐる。これはもう前に話が出ております。併しいつやるかという点については具体的な問題についてはまだ承知して

ません。

○吉田法晴君 あの委員会の議題になつてゐること、これは調査案件は、ビケラインの問題のことじゃもう前に運

合審をやらやつて来たのです。問題になつてゐることはわかつてゐるのです、それを恐らくいつやるかと言つたつて三十日やる、三十一日やる、そういうときにやるということは当り前だ、結論をつけるならこれは引續いて結論をつけなければならぬというところは常識です。それらのものを含んで、案として十三日以降の調査案件の日程なり何なりを提議した、それについて異議はなかつた。異議はなかつたが、たとえいつやるのだということが多少あなたの方ではつきり入つてなかつたにしても、それを初めにやろうという委員長の意思というものはわかつたはずだから……。

○寺本廣作君 大分議論が対立して片付かんやうですが、先日現地出張の問題についてこれより以上の意見の開きがあつたにもかかわらず、委員長、理事各位の御尽力であらういふに円満解決したのですから、今日は先ほど委員長から十三日の委員長の御発言が既定方針だという強い御宣言がありましてたけれども、こういうふうな意見が非常に関心されてゐるから、あれだけ実績を挙げられた委員長理事の打合せにお任せしたら何か打開の方法ができませんかと思ひますが、如何でございますか。

○吉田法晴君 寺本さんのお話ですが、案件がどういふものがかつてゐるかというところは、これは明らかにして置かなければならぬ。それは調査案件として継続されてゐるものはビケ・ラインの合法性の限界、それからけい肺法、労金法の問題については御議論がありましたが、これも従来入つておつたことはここで明らかになつておる。それからけい肺法の問題について、それからけい肺法の問題については或いは議論があるかも知れない、併し議題になつてゐる調査案件なり或いは立法措置の案件というものの範囲はこれは御異議がなかつたと思ふ。

○寺本廣作君 実は先日阿具根さん、吉田さんあたりからいろいろ御意見があつて、法案の内容になつてゐる保安要員の範囲とかその他は現地を見たらうがい、非常に限界があいまいであるというやうな話もありました。これは現地の調査に行く前にこういう点について一応御疑問を持つておられる方から質問を展開して頂くと、私も現地に行く上に実質上にも非常に足りになると思ふのです。だから出掛けの前に、スト規制法の疑問になつてゐる前に、疑問を持つておられる方が非常に多いのですから、それを明らかにして頂く、私たちが現地に行くのに勉強の材料にもなるからと思つてお願いしておるわけですから……。

○委員長(栗山良夫君) それでは今寺本君から、もう一度理事会へ戻して話をしてみたらどうかというお話がありましたが、私も一つの方法かと存じます。方法かと存じますけれども、委員長として私がはつきり申上げることが、本日の上頭の委員会に私は委員長理事の報告をいたしました。そうして委員長として委員会で御決定を煩わなければならぬ点は漏れなく御決定を頂いたわけでありまして、従ひまして、この委員長理事打合せの経過について委員長が御報告をいたしましたことが若し覆えされるやうなことがございますれば、私はそういう理事会を開くことはできないと思ひます。

○寺本廣作君 委員長のおつしやる通り、その点は十分承知しております。ただ委員長のおつしやつたことの解釈について、多少聞いてゐる者で食い違ひがあるやうですから、その決定を覆すということではなく、その決定の解釈についてきめて頂きたいと思ひます。

○田村文吉君 そうすると僕はちよつとやかましいことを申し上げなければならぬが、今日午前のお話は、私は両方を十七日までには審議するということがお話があつたと思ふのですが、その際に今のビケ・ラインの問題について公述人を呼ぶとかいうことまで私は今日の昼前は承わつてないのです。委員長少し誤解しておられはしないかと思ひますが、いざにしまして、問題は非常にわかり切つたことなんでも、もうそんなに所立つて議論する問題じゃないのだから、理事会で一つ誤解があるならば誤解を解き、そうして進められて行つたらどうか、こう私はさつきから提案してゐるわけなんです、どうですか一つ委員長も承知して頂いて、そういうことで皆さんの御賛同を得られませんか。

○委員長(栗山良夫君) 私はそれでよろしいのですが、ただ私としてどうしても了解できない点は、今おつしやつたようにけい肺法、ビケのことを田村先生は聞いたことがないとおつしやるのですが、これは明らかに申上げたのです、十三日の委員長理事打合せで……、それは寺本君もはつきり御確認を頂いたわけですから、それが根據になつてあの私の総括的な御報告の中で現地出張の日取りのことが問題になつて、それだけを大層にしてやつて参りまして、元の轡へ納めたのです。そこでその前のことは然らばどうだという御発言が理事からなかつたもので、総括的な委員長の提案というものは御承認を願へたものと私は考へておる。

○田村文吉君 然るに誤解が出た、その点を……。

○田村金光君 どうですか、大変もめてゐるやうですが、(笑)寺本氏も委員長の報告は承知してゐる、ただその内容の解釈について不明な点がある、こういうわけですから、まあ説明の綱が了承されておるとするならば、細目の解釈についてこれだけお互いの意見が衝突してゐるとするならば、明日その解釈の点について委員長理事打合せを持つて、円満なる話の筋書をまとめて行く、そういうことが、先ほどの田村先生の御意見もあるし、よからうと思ひますので、一応解釈の点について明日委員長理事打合せを一応持つたらどうかと思ふのです。

○委員長(栗山良夫君) 私が申上げておることは、もう現地出張しますと明日、明後日と二日しかないのです、実際問題として、そこで二つ問題があるわけですから、二日間併行審議してやろうと思ひますと、そうすると今日ここで散会してしまつて、明日委員長理事打合せをやりますと、どうしても明日の日程に載らなくなつちやうのです。それだからけい肺法の研究は明日やる、それだけ御決定頂ければ、それで私は今日はもう工合に進めてもよいと思ふのです。そうして明日午前中は田村委員のスト規制法に対する質問をやつて頂きます、それは昼過ぎ

にかかるとも知れませんが、かかるかも知れませんが、田村委員の一応御質問が終るまでやりまして、そのあとの時間だけけい肺法の研究会をやる、それだけ御確認願へれば、委員長として一応私は責任は果せると思ふのです。

○阿具根登君 そうすると委員長のさつき言われたのと今度のと違ふやうで、例えば明日田村委員の質問をやるならばけい肺法のほうはやれやせんです。そうするとあと一日しかないから、それでけい肺法もやれ、ビケ・ラインの限界もやれと言つたつて一日でやるわけないのです。その次のやつもあと一日取られるのですか、取れない前提の下で言われるのですか、どつちですか、そうでなかつたらあなたに日は全くないということじゃないですか。

○田中啓一君 飛ばしておつたことがあつたのですが、けい肺法はあれは何ですか、各派共同提案で本会に出すということがきまつておるのでございませうか。提案しようということとか、研究しようとかいうことでしょうか。でありますから、折角研究をなさつたのだから、委員長も一応その説明も適当な時期に聞いていただくことは前から言つておられるのです。それは私も承知してゐます。でありますから私はけい肺法の説明を聞くことは適当な時期にそれはよろしいと私も思ふのです。よろしいが、その辺委員長の御発言になつたやうに、明日はスト規制法の質問を十時からやつて、そうして午後、多少その質問が午後に入つても、そのあとからけい肺法の説明を聞くわけですから、そうして今のビケ・ライ

ンの妥当性に関する限界に関する研究は適当なときにやりたい。そういう点は明日理事会を開いてやるうじやないか、こう言っておられるのですから、その点は大体田村さんの御発言にはほぼ近寄つて、議事もなめらかに運行するのじやないかと私も思ふのです。ですからそれでどうですか。

○吉田法晴君 今の田村さんの御発言の中で、けい肺法についてはこれは参議院の労働委員会として提案するといふ決定であります。それを了承して今日まで法制局が立案をしたのであります。

○井上清一君 けい肺法の問題は共同提案をするといふことは決定いたしておりませんで、得るならば共同提案をするを以てとしましてお互いに研究しようじやないかといふことです。その点はつきりしているのです。

○吉田法晴君 法制局が引受けましたのは、その委員会の委嘱を受けて立案に着手して来た、その中身について御意見があつて、そして例えば法制局がこういう案を作つたけれども、或いはこう直してもらいたい云々といつたような御意見が出ることは、これはそこまで拘束するわけではないと思ふのですが、併し労働委員会でけい肺法を立案するといふ決定を見て、そしてそれを引継いで法制局が立案をしてやつたことは、これは間違いありません。

○田村文吉君 併しそれは吉田さん、それは僕らにその責任を負わして、どうしてもけい肺法を出す提出者になる義務があるとおつしやられると甚だ僕は疑問ですね。実はまだ何も読んでいないのです。これは前の労働委員会

で或いはそういうお話があつたかも知れませんが、併しこの委員会も變つてから、構成員も變つていて、意にとるわけではない。できるだけ一つ皆様に協調するように研究して進めて行きたい、こう考えておるのです。が、お前たちその責任を負う義務があるのだとおつしやるならば、私はそれには賛成いたしかねるのです。

○吉田法晴君 中身のことは……。

○田村文吉君 中身ばかりではない、内容によつて、これを共同提案で出すか出さんかという問題は、内容は検討しないでもいいとか悪いとかそれは言えない。

○吉田法晴君 中身を検討する機会を持とうといふのが研究会だ。だから中身についての御意見等はあると思ふ。これはこうしたいほうがいいぞ、ああしたいほうがいいぞという意見が出て来るであらう。併し中身を固定して、この案でなければ、これはもうイエスノーか二つしかない。

それに賛成して、すぐさま判を捺してもらわなければならぬ、こういうことは勿論ございせんが、併しけい肺法を作ろうといふことは、これは前に決定し、それを今度の委員会について了承してもらつて来たものと私は思つておる。

○田村文吉君 私は甚だ因業なことを申し上げますが、けい肺法については全く白紙ですから、一応見せてもらつて、皆様の御研究で、貴重なものと思ふから敬意を表しますが、それだからと言つて、内容の議論はともかくとして、共同提案することに承知したものであるといふようにおきめ願ふことは

困る、それはつきりしておる。

○堀真琴君 けい肺法の問題、中身は検討しないのだから、おつしやる通りこの委員会が審議決定すべきものと思ふのであります。併しけい肺法を一応審査案件の中に入れておること、はもうすでにきまつておるわけですから、どうですか、明日の午後でもけい肺法の……委員長のほうからそういう報告があつたのですが、委員長の報告された通りの日程を組まれて、明日の午後はけい肺法についての話を聞く、午前中はスト規制法についての質問をする、こういうことでもいいじやないですか。余りスト規制法を二十何日からやるといふから問題がこんがらがつて、委員長長の報告は、審査案件とスト規制法をやるというのですから、明日はそういう工合に日程を組んでおくといふことでちつとも問題はないと思ふのです。

○井上清一君 私は明日けい肺法の話をお聞きすることについては異存ありません。ただ午前中から引續いて何時間スト規制法について質問ができるかどうかといふことについて非常に私は不安を持つておる。さうな点で、例えばスト規制法に關して二時間なら二時間という質問時間を先にきめて、その後においてけい肺法について話を聞くといふならば……。

○委員長(栗山良夫君) ちよつと井上君に申し上げますが……。

○田村文吉君 余りそうやかましく何時から何時までといふことを言わなくて、明日は昼前は、委員長の言われる通り昼からにかかつてもかまわないから、スト規制法を審議して、そのあと

でけい肺法の御説明を伺う、それで明日の日程は明日の理事会においてきめる、こういうことだけ決定して頂いてどうですか。

○委員長(栗山良夫君) そういうことで一つお願いできませんか。それで今ビケのことについては皆さんのお話がありましたから、理事会を開きまして御相談を申し上げます。それでは本日はこれにて散会いたします。

午後六時五分散会

七月十四日本委員会に左の事件を付託された。

一、労働金庫法案(栗山良夫君外十三名発議)

労働金庫法案
労働金庫法

目次

第一章 総則(第一条—第十条)

第二章 会員(第十一条—第二十一条)

第三章 設立及び事業免許の申請(第二十二—第三十条)

第四章 管理(第三十一条—第五十七條)

第五章 事業(第五十八條)

第六章 経理(第五十九條—第六十一条)

第七章 合併及び事業の譲渡又は譲受(第六十二條—第六十六條)

第八章 解散及び清算(第六十七條—第六十八條)

第九章 登記(第六十九條—第八十九條)

第十章 雑則(第九十條—第九十

八條)

第十一章 罰則(第九十九條—第一百二條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、労働組合、消費生活協同組合その他労働者の団体が協同して組織する労働金庫の制度を確立して、これらの団体の行う福利共済活動のために金融の円滑を図り、もつてその健全な発達を促進するとともに労働者の経済的地位の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、「労働者」とは、職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によつて生活する者をいう。

(人格)

第三条 労働金庫及び労働金庫連合会(以下「金庫」と総称する。)は、法人とする。

(住所)

第四条 金庫の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(原則)

第五条 金庫は、営利を目的としてその事業を行つてはならない。

2 金庫は、その行う事業によつてその会員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の会員の利益のみを目的としてその事業を行つてはならない。

3 金庫は、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない。

第九十

(事業免許)

第六条 金庫の事業は、大蔵大臣及び労働大臣の免許を受けなければ行ふことができない。

(出資の総額の最低限度)

第七条 労働金庫の出資の総額は、左の各号に定める金額以上でなければならない。

- 一 東京都の特別区に存する地域又は大蔵大臣及び労働大臣の指定する人口三十万以上の市に主たる事務所を有する労働金庫にあつては七百万円
- 二 前号に規定する労働金庫以外の労働金庫にあつては三百万円

第八条 労働金庫連合会の出資の総額は、七千万円以上でなければならない。

(名称)

第九条 金庫は、その名称中に左の文字を用いなければならない。

- 一 労働金庫にあつては労働金庫
- 二 労働金庫連合会にあつては労働金庫連合会

第十條 この法律によつて設立された金庫以外のものは、その名称中に労働金庫又は労働金庫連合会であることを示すような文字を用いてはならない。

第十一條 金庫の名称については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第十九条から第二十一条まで(商号の保護)の規定を準用する。

第十二條 (私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第十三條 金庫は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の適用については、同法第二十四条

(組合の行為への適用除外)各号に掲げる要件を備える組合とみなす。

(登記)

第十四條 この法律の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

第二章 会員

(会員たる資格)

第十五條 労働金庫の会員たる資格を有するものは、左に掲げるもので定款で定めるものとする。

- 一 その労働金庫の地区内に事務所を有する労働組合
- 二 その労働金庫の地区内に事務所を有する消費生活協同組合及び同連合会
- 三 その労働金庫の地区内に事務所を有する国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第九十八条(職員の団体)の規定に基づく国家公務員の団体、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条(職員団体の組織)の規定に基づく地方公務員の団体、健康保険組合及び同連合会並びに国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)に基づく共済組合及び同連合会

第十六條 前各号に掲げるものの外、その労働金庫の地区内に事務所を有し、且つ、労働者のための福利共済活動その他労働者の経済的地位の向上を図ることを目的とする団体であつて、その構成員の過半数が労働者であるもの及びその連合団体

第十七條 前項の規定にかかわらず、定款に定めのある場合には、その労働金庫の地区内に住所を有する労働者及びその労働金庫の地区内に存する事業場を使用される労働者は、その労働金庫の会員となることができる。

第十八條 労働金庫連合会の会員たる資格を有するものは、その連合会の地区の一部を地区とする労働金庫であつて、定款で定めるものとする。

第十九條 (出資)

第二十條 労働金庫及び労働金庫連合会の会員(以下「会員」という。)は、出資一口以上を有しなければならない。

第二十一條 出資の一口の金額は、均一でなければならない。

第二十二條 一会員の出資口数は、出資総口数の百分の二十五をこえてはならない。

第二十三條 会員の責任は、その出資額を限度とする。

第二十四條 会員は、出資の払込について、相殺をもつて金庫に對抗することができない。

第二十五條 (議決権)

第二十六條 第十三条 会員は、各、一箇の議決権を有する。但し、第十一条第二項の規定による会員(以下「個人会員」という。)は、議決権を有しない。

第二十七條 二 会員(個人会員を除く。)は、あらかじめ当該会員を代表してその議決権を行使する者(以下「代議員」という。)一人を定めて、その氏名を金庫に通知しておかなければならない。この場合において、代表権を証する書面を差し出すも

のとする。

第二十八條 三 会員(個人会員を除く。)は、代議員によつて議決権を行う。但し、第四十九条(総会招集の手続)の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、当該事項に關し代議員以外に当該会員を代表する者(以下「臨時代議員」という。)によつて議決権を行うことを妨げない。

第二十九條 四 臨時代議員は、代表権を証する書面を金庫に差し出さなければならない。

第三十條 (加入)

第三十一條 第十四条 金庫に加入しようとするものは、定款の定めるところにより、加入につき金庫の承諾を得て、引受出資口数に應ずる金額の払込を了した時又は会員の持分の全部若しくは一部を承継した時に会員となる。

第三十二條 (持分の譲渡)

第三十三條 第十五条 会員は、金庫の承諾を得て、会員又は会員たる資格を有するものにその持分を譲り渡すことができる。但し、個人会員以外の会員は、個人会員又は個人会員たる資格を有するものに譲り渡すことはできない。

第三十四條 二 会員たる資格を有するものが持分を譲り受けようとするときは、金庫の承諾を得なければならない。

第三十五條 三 持分を譲り受けたものは、その持分について、譲り渡したものの権利義務を承継する。

第三十六條 四 会員は、持分を共有することができない。

第三十七條 (任意脱退)

第三十八條 第十六条 第十八条 第十八条 第十八条

第十八条 第十八条 第十八条

第十九条 第十九条 第十九条

第二十条 第二十条 第二十条

第二十一条 第二十一条 第二十一条

第二十二条 第二十二条 第二十二条

第二十三条 第二十三条 第二十三条

第二十四条 第二十四条 第二十四条

第二十五条 第二十五条 第二十五条

第二十六条 第二十六条 第二十六条

第二十七条 第二十七条 第二十七条

第二十八条 第二十八条 第二十八条

第二十九条 第二十九条 第二十九条

第三十条 第三十条 第三十条

第三十一条 第三十一条 第三十一条

第十九条 前条第一項の規定による請求権は、脱退の時から二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

(払戻の停止)

第二十条 金庫は、脱退した会員が金庫に対する債務を完済するまでは、その持分の払戻を停止することができ。

(金庫の持分取得の禁止)

第二十一条 金庫は、会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。但し、金庫が権利を行使するため必要がある場合又は第十六条(任意脱退)の規定により譲りける場合においては、この限りでない。

2 金庫が前項但書の規定によつて会員の持分を取得したときは、すみやかに、これを処分しなければならぬ。

第三章 設立及び事業免許の申請

(発起人)

第二十二条 労働金庫を設立するにはその会員(個人会員を除く。)にならうとする七以上のものが、労働金庫連合会を設立するにはその会員にならうとする十五以上の労働金庫がそれぞれ発起人となることを要する。

2 労働金庫は、五十以上の会員(個人会員を除く。)がある場合でなければ設立することができない。

3 労働金庫の設立に当つては、会員(個人会員を除く。)を構成する者を合計した実人員の数が二万人以上となるように努めなければならない。

らない。

(定款の作成)

第二十三条 発起人は定款を作成し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

(創立総会)

第二十四条 発起人は、定款作成後、会員にならうとするものを募り、定款を会議の日時及び場所とともに公告して創立総会を開かなければならない。

2 前項の公告は、会議開催日の少くとも二週間前までにしなければならない。

3 発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項の定款を修正することができ。但し、地区及び会員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 会員(個人会員を除く。)たる資格を有するもので創立総会の会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たもの(以下「予定会員」という。)は、創立総会の議事につき当該予定会員を代表する者(以下「創立総会代議員」という。)を創立総会に出席させ、その者によつて議決権を行うことができる。

6 創立総会の議事は、予定会員の半数以上の創立総会代議員が出席して、その議決権の三分の二以上の多数で決する。

の多数で決する。

7 創立総会については、第十三条第一項(議決権)及び商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十四条(株主総会の議事録)、第二百四十七条、第二百四十八条、第二百五十条、第二百五十二条(第二百四十九条を準用する部分を除く。)(及び第二百五十三条(第二百四十九条を準用する部分を除く。)(株主総会の決議の取消又は無効)の規定を準用する。

(理事への事務引継)

第二十五条 発起人は、創立総会終了後、遅滞なく、その事務を理事に引き継がなければならない。

(出資の払込)

第二十六条 理事は、前条の規定による引継を受けたときは、遅滞なく、出資の金額の払込をさせなければならない。

(成立の時期)

第二十七条 金庫は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(商法の準用)

第二十八条 金庫の設立については、商法第四百二十八条(株式会社の設立の無効の訴)の規定を準用する。

(事業免許の申請)

第二十九条 金庫は、第六条(事業免許)の規定による事業の免許を受けようとするときは、申請書に左の各号に掲げる書類を添附して、大蔵大臣及び労働大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 定款

三 業務方法書(その記載事項は、預金、貸付その他の業務の種類並びに預金利子及び貸付利子の計算その他の業務の方法とする。)

四 事業計画書(その記載事項は、金庫の事業開始後三事業年度における取引及び収支の予想とする。)

五 創立総会の議事録

六 会員数並びに出資の総口数及び総額を記載した書面

七 登記簿の謄本

八 最近の日計表

九 役員履歴書

(事業開始の届出及び免許の失効)

第三十条 金庫が事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣及び労働大臣に届け出なければならない。

2 金庫が事業の免許を受けた日から六月以内に事業を開始しないと

きは、その免許は効力を失う。

3 やむを得ない事由がある場合において、あらかじめ大蔵大臣及び労働大臣の承認を受けたときは、前項の規定を適用しない。

第四章 管理

(定款)

第三十一条 金庫の定款には、左の事項を記載しなければならない。

一 事業

二 名称

三 地区

四 事務所

五 会員の加入及び脱退に関する規定

六 会員の加入及び脱退に関する規定

七 出資一口の金額並びにその払込の時期及び方法

八 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

九 準備金の積立の方法

十 役員の数及びその選任に関する規定

十一 事業年度

十二 公告の方法

十三 金庫の負担に備すべき設立費用

十四 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

2 定款の変更は、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けなければならない。

(規約)

第三十二条 左の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

一 総会又は総代会に関する規定

二 業務の執行及び会計に関する規定

三 役員に関する規定

四 会員に関する規定

五 その他必要事項

(業務の種類又は方法の変更)

第三十三条 金庫は、その業務の種類又は方法を変更しようとするときは、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けなければならない。

(役員)

第三十四条 金庫に役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は五人以上とし、監事の定数は二人以上とする。

3 役員は、総会の議決によつて、代議員のうちから選任する。但

し、設立当初の役員は、創立総会の議決によつて、創立総会代議員のうちから選任する。

4 前項の規定は、定款に別段の定めがある場合において、代議員又は創立総会代議員以外の者のうちから役員を選任することを妨げない。但し、その数は、理事にあつては定数の五分の一をこえてはならない。

5 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、三月以内に補充しなければならない。

(役員任期)
第三十五条 役員任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2 補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 設立当初の役員任期は、第一項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

(兼職の禁止)
第三十六条 金庫の常務に従事する役員又は参事は、会員の資格として定款で定めるものに該当しない金庫その他の法人又は団体の常務に従事する役員又は支配人(支配人に相当する者を含む。)である者であつてはならない。但し、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

2 監事は、当該金庫の理事又は参事その他の職員と兼ねてはならない。

(理事の責任)

第三十七条 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、金庫に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

2 理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき第三十九条第一項(業務報告書等の提出及び備付)に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも同様とする。

3 第一項の理事の責任については、商法第二百六十六条第二項から第四項まで(取締役の責任)の規定を準用する。

(定款その他の書類の備付及び閲覧等)
第三十八条 理事は、定款、規約並びに総会及び理事会の議事録を各事務所に、会員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 会員名簿には、各会員について左の事項を記載しなければならぬ。

- 一 名称又は氏名
 - 二 主たる事務所及び金庫の地区内における事務所又は住所
 - 三 加入の年月日
 - 四 出資の口数及び金額並びにその払込の年月日
- 3 会員及び金庫の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができ、この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んで

はならない。

(決算関係書類の提出、備付及び閲覧等)
第三十九条 理事は、通常総会の会日の七日前までに、業務報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、且つ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならぬ。

3 会員及び金庫の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができ、この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んで

はならない。

(会計帳簿の閲覧等)
第四十条 会員は、総会(個人会員を除く。)の十分の一以上の同意を得て、何時でも、理事に対し会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写を求めることができ、この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んで

はならない。

は、第三十七条(理事の責任)、商法第二百七十四条(報告を求め調査をする権限)及び第二百七十八条(取締役と監査役との連帯責任)の規定を、理事会については、商法第二百五十九条から第二百六十六条(取締役会)の規定を準用する。この場合において、商法第二百八十四条中「前条第一項」とあるのは「労働金庫法第三十九条第二項」と読み替へるものとする。

3 第一項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を金庫に提出してしなければならない。

4 第一項の規定による解任の請求があつたときは、金庫は、その請求を総会の議に付し、且つ、総会の会日の七日前までに、その請求に係る役員に対し、前項の書面を送付し、且つ、総会において弁明する機会を与へなければならない。

5 第四十七条第二項及び第四十八条(会員による総会の招集)の規定は、前項の場合に準用する。

(商法等の準用)
第四十二条 理事及び監事については、商法第二百五十四条第三項(取締役と会社との関係)、第二百五十八條第一項(取締役退任の場合の処置)、第二百六十七條第一項から第三項まで(株主の代表訴訟)、第二百六十八條から第二百六十八條ノ三まで(取締役に対する訴)及び第二百八十四条(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を、理事については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十五條(代表権の委任)並びに商法第二百五十四條ノ二(取締役の義務)、第二百六十一條から第二百六十二条まで(会社代表)、第二百六十五條(取締役と会社間の取引)及び第二百七十二條(株主の差止請求権)の規定を、監事については

は、第三十七條(理事の責任)、商法第二百七十四條(報告を求め調査をする権限)及び第二百七十八條(取締役と監査役との連帯責任)の規定を、理事会については、商法第二百五十九條から第二百六十六條(取締役会)の規定を準用する。この場合において、商法第二百八十四條中「前條第一項」とあるのは「労働金庫法第三十九條第二項」と読み替へるものとする。

(顧問)

第四十三条 金庫は、理事会の決議により、学識経験のある者を顧問とし、常時金庫の重要事項に關し助言を求めることができ、但し、顧問は、金庫を代表することができない。

(参事)
第四十四条 金庫は、理事会の決議により、参事を置くことができる。

2 参事については、商法第三十八條第一項及び第三項(支配人の権限)、第三十九條(共同支配人)、第四十一条(營業、取引及び兼職の制限)並びに第四十二条(表見支配人)の規定を準用する。

(参事の解任)
第四十五条 会員(個人会員を除く。)は、総会(個人会員を除く。)の十分の一以上の連署をもつて、理事に対し、参事の解任を請求することができ、

2 前項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してなければならない。

3 第一項の規定による解任の請求があつたときは、理事会は、その参事の解任の可否を決しなければならぬ。

4 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、その参事に対し、第二項の書面を送付し、且つ、弁明する機会を与えなければならぬ。

(通常総会の招集)

第四十六条 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

(臨時総会の招集)

第四十七条 臨時総会は、必要があるときは、定款の定めるところにより、何時でも、招集することができる。

2 会員(個人会員を除く。)が総会員(個人会員を除く。)の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決定しなければならない。

(会員による総会の招集)

第四十八条 前条第二項の規定による請求をした会員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けて総会を招集することができる。理事の職務を行う者がない場合において、会員(個人会員を除く。)が総会員(個人会員を除く。)の五分の一以上の同意を得たときも同様とする。

(総会招集の手続)

第四十九条 総会の招集は、会日の十日前までに、会議の目的たる事項を示し、定款に定めた方法に従つてしなければならない。

(通知又は催告)

第五十条 金庫の会員に対してする通知又は催告は、会員名簿に記載したその会員の当該金庫の地区内における事務所又は住所(その会員が別に通知又は催告を受ける場所を金庫に通知したときは、その場所)にあてれば足りる。但し、個人会員に対する総会招集の通知は、定款の定めるところにより、会日の十日前までに、公告することをもつて代えることができる。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

(総会の議決事項)

第五十一条 第十七条第二項(除名)、第三十四条第三項(役員を選任)、第三十九条第二項(決算関係書類の承認)、第四十一条第一項(役員を選任)、第五十五条第二項(総代の選任)、第六十二条第一項及び第二項(合併及び事業の譲渡又は譲受)、第六十三条(合併における設立委員の選任)及び第六十七條(解散)に規定する事項の外、左の事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
 - 二 規約の設定、変更又は廃止
 - 三 毎事業年度の事業計画の設定又は変更
 - 四 その他定款で定める事項
- (総会の議事)

第五十二条 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定めのある場合を除いて、出席した代議員(臨時代議員を含む。)の議決権の過半数で決する。

2 総会においては、第四十九条(総会招集の手続)の規定によりあらかじめ通知した事項についての議決することができる。但し、定款で別段の定をしたときは、この限りでない。

(特別の議決)

第五十三条 左の事項については、総会員(個人会員を除く。)の半数以上の代議員(臨時代議員を含む。)が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

- 一 定款の変更
- 二 解散又は合併
- 三 会員の除名
- 四 事業の全部の譲渡

(商法の準用)

第五十四条 総会については、商法第二百三十一条(総会の招集の決定)、第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)、第二百四十四条(総会の議事録)、第二百四十七条、第二百四十八条、第二百五十條、第二百五十二条(第二百五十四条を準用する部分を除く。)、及び第二百五十三条(第二百五十四条を準用する部分を除く。)(総会の決議の取消又は無効)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「労働金庫

法第四十九条」と、同法第二百四十七條第一項中「第二百四十三条」とあるのは「労働金庫法第五十三条(同法第六十三条に於て準用する場合を含む。)」と読み替へるものとする。

(総代会)

第五十五条 会員(個人会員を除く。)の総数が二百をこえる金庫は、定款の定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

2 総代は、定款の定めるところにより、総会の議決によつて、会員(個人会員を除く。)のうちから公平に選任されなければならない。

3 総代の定数は、その選任の時における会員(個人会員を除く。)の数の五分の一を下つてはならない。

4 総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

5 総代会については、総会に関する規定を準用する。但し、役員(補欠の役員を除く。)(総代(補欠の総代を除く。))若しくは第六十三条(合併手続)の規定による設立委員を選任し、又は第五十三条第二号(解散又は合併)若しくは第四号(事業の全部の譲渡)に掲げる事項については、議決することができる。

(出資一口の金額の減少)

第五十六条 理事は、総会において出資一口の金額の減少の議決があつたときは、その議決の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 金庫は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べべき旨を公告し、且つ、預金者以外の知れてる債権者には各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

第五十七条 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、金庫は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

3 金庫の出資一口の金額の減少については、商法第三百八十条(第二百四十九条を準用する部分を除く。)(株式会社の資本減少の無効)の規定を準用する。

第五章 事業

(金庫の事業)

第五十八条 金庫は、左の業務及びこれに附随する業務を行うものとする。

- 一 会員の預金又は定期積金の受入
- 二 会員に対する資金の貸付
- 三 会員の利益にする手形の割引
- 2 労働金庫は、前項の業務の外、左の業務をあわせ行うことができる。
- 一 会員の利益にする有価証券の保護預り
- 二 住宅金融公庫、国民金融公庫その他大蔵大臣の指定する金融

機関の業務の代理

三 国、地方公共団体その他営利を目的としない法人の預金の受入

四 会員（個人会員を除く。）を構成するものの預金又は定期積金の受入

五 前号に掲げるもの（法人又は団体を除く。）又は個人会員と生計を一にする配偶者その他の親族の預金又は定期積金の受入

六 第四号に掲げるものに対する資金の貸付

3 労働金庫連合会は、第一項の業務の外、左の業務をあわせ行うことができる。

一 会員のためにする有価証券の保護預り

二 国、地方公共団体その他営利を目的としない法人の預金の受入

第六章 経理

（事業年度）
第五十九条 金庫の事業年度は、四月から翌年三月までとする。但し、定款で四月から九月まで及び十月から翌年三月までと定めたときは、その定による。

（法定準備金）
第六十条 金庫は、出資の総額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の百分の十に相当する金額以上の金額を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

（剰余金の配当）
第六十一条 金庫は、損失をてん補

し、前条第一項の準備金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2 剰余金の配当は、定款の定めるところにより、会員の金庫の事業の利用分又は出資額に応じてしなければならない。

3 出資額に応じてする剰余金の配当の率の最高限度は、定款で定めなければならない。

第七章 合併及び事業の譲渡
又は譲受

（合併及び事業の譲渡又は譲受）
第六十二条 金庫は、総会の議決を経て、他の金庫と合併し、又はその事業の全部若しくは一部を銀行若しくは他の金庫に譲り渡すことができる。

2 金庫は、総会の議決を経て、他の金庫又は信用協同組合の事業の全部又は一部を譲り受けることができる。

3 前二項の合併又は事業の譲渡若しくは譲受については、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けなければならない。

4 金庫の合併又は事業の全部の譲渡若しくは譲受については、第五十六条及び第五十七条（出資一口の金額の減少）の規定を準用する。

第六十三条 合併によつて金庫を設立するには、各金庫がそれぞれ総会において会員（個人会員を除く。）の代表員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければなら

い。

2 前項の規定による役員は、設立される金庫において、その会員（個人会員を除く。）の代表員となる者のうちから選任するものとし、その任期は、最初の通常総会の日までの間とする。但し、定款に別段の定めがある場合においては、代表員となる者以外の者のうちから役員を選任することを妨げない。この場合において、その数は、理事にあつては定数の五分の一をこえてはならない。

3 第一項の規定による設立委員の選任については、第五十三条（特別の議決）の規定を準用する。

（合併の効果）
第六十四条 金庫の合併は、合併後存続する金庫又は合併によつて成立する金庫が、その主たる事務所の所在地において、第七十五条（合併の場合における登記）に規定する登記をすることによつてその効力を生ずる。

2 合併後存続する金庫又は合併によつて成立した金庫は、合併によつて消滅した金庫の権利義務を承継する。

（商法等の準用）
第六十五条 金庫の合併については、商法第四十条から第六十一条まで及び第八十一条から第八十二条まで（合併の無効）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三百三十五条ノ八（債務の負担部分の決定）の規定を準用する。

（事業の全部の譲渡）
第六十六条 金庫は、その事業の全部を譲渡したときは、遅滞なく、

その旨を公告しなければならない。

2 前項の公告があつたときは、同項の金庫の貸付金の債務者に対し、民法第四百六十七条（指名債権譲渡の對抗要件）の規定による確定日附のある証書による通知があつたものとみなす。

この場合においては、その公告の日附をもつて確定日附とする。

第八章 解散及び清算

（解散の事由）
第六十七条 金庫は、左の事由によつて解散する。

一 総会の決議

二 合併

三 破産

四 定款で定める存続期間の満了

五 又は解散事由の発生

六 事業免許の取消

（商法等の準用）
第六十八条 金庫の解散及び清算については、商法第六十六條（清算中の会社の存続）、第二百二十四条（清算人の職務権限）、第二百二十五条（弁済期に至らない債務の弁済）、第二百二十九条第二項及び第三項（会社代表の権限）、第二百三十一条（財産の社員への分配）、第四百七十七條から第四百八十四条まで（清算人の決定、清算人の職務）、第四百二十六条（清算人の解任）及び第四百二十七条（清算の終了）並びに非訟事件手続法第二百六十六條（管轄裁判所）、第三百三十七條から第三百三十八條まで（清算人の選任、解任）及び第三百三十八條ノ三（清算人に対する報酬）の規定を、金庫

の清算人については、第三十七條から第四十條まで（理事の責任、定款その他の書類の備付等）、第四十六條から第四十八條まで（通常総会の招集、臨時総会の招集等）並びに商法第二百五十四條第三項（取締役と会社との関係）、第二百五十四條ノ二（取締役の業務）、第二百五十九條から第二百六十一條ノ二まで（取締役会並びに取締役の業務の執行及び会社代表）、第二百六十五條（取締役と会社間の取引）、第二百六十七條第一項から第三項まで（株主の代表訴訟）、第二百六十八條から第二百六十八條ノ三まで（取締役に対する訴）、第二百七十二條（株主の差止請求権）及び第二百八十四條（取締役及び監査役の責任の免除）の規定を準用する。この場合において、商法第二百八十四條中「前条第一項」とあるのは「労働金庫法第六十八條ニ於テ準用スル同法第三十九條第二項」と、同法第四百二十六條第二項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総數ノ百分ノ三以上ニ當ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「総会員（個人会員ヲ除ク）ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル會員（個人会員ヲ除ク）」と読み替へるものとする。

第九章 登記
第六十九条 金庫は、第二十六條（出資の払込）の規定による出資の払込があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において設立の登記をしなければならない。

2 設立の登記には、左の事項を掲

げなければならぬ。

一 事業

二 名称

三 地区

四 事務所

五 出資の一日の金額、総口数及び総額

六 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

七 役員の名及び住所

八 金庫を代表すべき理事の氏名

九 数人の理事が共同して金庫を代表すべきことを定めたときは、その規定

十 公告の方法

三 金庫は、設立の登記をした日から二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項の事項を登記しなければならない。

(従たる事務所の新設の登記)

第七十条 金庫の設立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地において三週間以内に前条第二項の事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

二 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記すれば足りる。

(事務所の移転の登記)

第七十一条 金庫が主たる事務所を移転したときは、旧所在地において

ては二週間以内に移転の登記をし、新所在地においては三週間以内に第六十九条第二項(設立の登記の記載事項)の事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項の事項を登記しなければならない。

二 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすれば足りる。

(変更の登記)

第七十二条 前二条に規定するものの外、第六十九条第二項(設立の登記の記載事項)の事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

二 第六十九条第二項第五号の事項中出資の総口数及び総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により、事業年度終了後、主たる事務所の所在地においては四週間以内に、従たる事務所の所在地においては五週間以内にすれば足りる。

(参事の登記)

第七十三条 金庫が参事を選任したときは、二週間以内にこれを置いて、事務所の所在地において、参事の氏名及び住所、参事を選任した事務所の並びに数人の参事が共同して代理権を行うべきことを定めたときは、その旨を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び

参事の代理権の消滅についても、また同様とする。

(解散の登記)

第七十四条 金庫が解散したときは、合併及び破産の場合を除いて、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、解散の登記をしなければならない。

(合併の場合における登記)

第七十五条 金庫が合併するとき、合併に必要な行為を終つてから、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する金庫については変更の登記を、合併によつて消滅する金庫については解散の登記を、合併によつて成立する金庫については第六十九条第二項(設立の登記の記載事項)の事項の登記を、それぞれしなければならない。

(清算人の登記)

第七十六条 清算人は、その就職の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算人の氏名及び住所を登記しなければならない。

二 前項の規定により登記した事項の変更の登記については、第七十二条第一項(変更の登記)の規定を準用する。

(清算終了の登記)

第七十七条 金庫の清算が終了したときは、清算終了の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算終了の登記をしなければならない。

(管轄登記所及び登記簿)

第七十八条 金庫の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所を管轄登記所とする。

二 各登記所に、労働金庫登記簿及び労働金庫連合会登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第七十九条 金庫の設立の登記は、役員全員の申請によつてする。

二 前項の登記の申請書には、定款、役員たることを証する書面、代表理事に関する理事会の議事録並びに出資の総口数及び第二十六条(出資の払込)の規定による出資の払込のあつたことを証する書面を添附しなければならない。

三 合併による金庫の設立の登記の申請書には、前項の書面の外、第六十二条第四項において準用する第五十六条第二項(出資一口の金額の減少の場合の公告及び催告)の規定による公告及び催告をしたことを証する書面並びに異議を述べた債権者があつたときはこれに對し、弁済し、若しくは担保を供した、又は財産を信託したことを証する書面を添附しなければならない。

(参事の登記の申請)

第八十二条 第七十三条(参事の登記)の規定による登記は、代表理事の申請によつてする。

二 前項の登記のうち、参事の選任の登記の申請書には参事の選任を証する書面及び数人の参事が共同して代理権を行うべきことを定めたときはその旨を証する書面を、その他の登記の申請書にはその事項を証する書面を添附しなければならない。

(解散の登記の申請)

第八十三条 第七十四条(解散の登記)の規定による解散の登記は、代表清算人の申請によつてする。

二 前項の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添附しな

間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算終了の登記をしなければならない。

(管轄登記所及び登記簿)

第七十八条 金庫の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所を管轄登記所とする。

二 各登記所に、労働金庫登記簿及び労働金庫連合会登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第七十九条 金庫の設立の登記は、役員全員の申請によつてする。

二 前項の登記の申請書には、定款、役員たることを証する書面、代表理事に関する理事会の議事録並びに出資の総口数及び第二十六条(出資の払込)の規定による出資の払込のあつたことを証する書面を添附しなければならない。

三 合併による金庫の設立の登記の申請書には、前項の書面の外、第六十二条第四項において準用する第五十六条第二項(出資一口の金額の減少の場合の公告及び催告)の規定による公告及び催告をしたことを証する書面並びに異議を述べた債権者があつたときはこれに對し、弁済し、若しくは担保を供した、又は財産を信託したことを証する書面を添附しなければならない。

(参事の登記の申請)

第八十二条 第七十三条(参事の登記)の規定による登記は、代表理事の申請によつてする。

二 前項の登記のうち、参事の選任の登記の申請書には参事の選任を証する書面及び数人の参事が共同して代理権を行うべきことを定めたときはその旨を証する書面を、その他の登記の申請書にはその事項を証する書面を添附しなければならない。

(解散の登記の申請)

第八十三条 第七十四条(解散の登記)の規定による解散の登記は、代表清算人の申請によつてする。

二 前項の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添附しな

間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算終了の登記をなければならない。

(管轄登記所及び登記簿)

第七十八条 金庫の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所を管轄登記所とする。

二 各登記所に、労働金庫登記簿及び労働金庫連合会登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第七十九条 金庫の設立の登記は、役員全員の申請によつてする。

二 前項の登記の申請書には、定款、役員たることを証する書面、代表理事に関する理事会の議事録並びに出資の総口数及び第二十六条(出資の払込)の規定による出資の払込のあつたことを証する書面を添附しなければならない。

三 合併による金庫の設立の登記の申請書には、前項の書面の外、第六十二条第四項において準用する第五十六条第二項(出資一口の金額の減少の場合の公告及び催告)の規定による公告及び催告をしたことを証する書面並びに異議を述べた債権者があつたときはこれに對し、弁済し、若しくは担保を供した、又は財産を信託したことを証する書面を添附しなければならない。

(参事の登記の申請)

第八十二条 第七十三条(参事の登記)の規定による登記は、代表理事の申請によつてする。

二 前項の登記のうち、参事の選任の登記の申請書には参事の選任を証する書面及び数人の参事が共同して代理権を行うべきことを定めたときはその旨を証する書面を、その他の登記の申請書にはその事項を証する書面を添附しなければならない。

(解散の登記の申請)

第八十三条 第七十四条(解散の登記)の規定による解散の登記は、代表清算人の申請によつてする。

二 前項の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添附しな

間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算終了の登記をなければならない。

(管轄登記所及び登記簿)

第七十八条 金庫の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所を管轄登記所とする。

二 各登記所に、労働金庫登記簿及び労働金庫連合会登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第七十九条 金庫の設立の登記は、役員全員の申請によつてする。

二 前項の登記の申請書には、定款、役員たることを証する書面、代表理事に関する理事会の議事録並びに出資の総口数及び第二十六条(出資の払込)の規定による出資の払込のあつたことを証する書面を添附しなければならない。

三 合併による金庫の設立の登記の申請書には、前項の書面の外、第六十二条第四項において準用する第五十六条第二項(出資一口の金額の減少の場合の公告及び催告)の規定による公告及び催告をしたことを証する書面並びに異議を述べた債権者があつたときはこれに對し、弁済し、若しくは担保を供した、又は財産を信託したことを証する書面を添附しなければならない。

(参事の登記の申請)

第八十二条 第七十三条(参事の登記)の規定による登記は、代表理事の申請によつてする。

二 前項の登記のうち、参事の選任の登記の申請書には参事の選任を証する書面及び数人の参事が共同して代理権を行うべきことを定めたときはその旨を証する書面を、その他の登記の申請書にはその事項を証する書面を添附しなければならない。

(解散の登記の申請)

第八十三条 第七十四条(解散の登記)の規定による解散の登記は、代表清算人の申請によつてする。

二 前項の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添附しな

ればならない。

第八十四条 第七十五条（合併の場合における登記）の規定による解散の登記は、合併によつて消滅する金庫の代表理事の申請によつてする。

2 前項の申請については、第七十九条第三項及び前条第二項（合併による設立の登記及び申請書の添附）の規定を準用する。

（清算人の登記の申請）

第八十五条 第七十六条第一項（清算人の登記）の規定による登記の申請書には、理事が清算人でないときは申請人の資格を証する書面を添附しなければならない。

2 第七十六条第二項（清算人の変更登記）の規定による登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

（清算終了の登記の申請）

第八十六条 第七十七条（清算終了の登記）の規定による清算終了の登記は、代表清算人の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、第六十八条（商法等の準用）において準用する商法第四百二十七条第一項（清算事務の終了の場合における決算報告書の承認）の規定による決算報告書の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

（設立無効等の登記の手続）

第八十七条 金庫の設立、合併若しくは出資一口の金額の減少を無効とし、又は総会の決議を取り消し、若しくは無効とする判決が確定した場合の登記については、非訟事件手続法第三百三十五条ノ六（裁判による会社の設立無効の登記）の規定を準用する。

（登記事項の公告）

第八十八条 登記した事項は、法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所において、遅滞なく、公告しなければならない。

（非訟事件手続法の準用）

第八十九条 金庫の登記については、非訟事件手続法第三百三十九条ノ二、第四百二条から第四百五十一条ノ六まで及び第四百五十四条から第四百五十七条まで（商業登記の通則）の規定を準用する。

第十章 雑則

（実施規定）

第九十条 大蔵大臣及び労働大臣は、この法律による免許又は認可に関する申請、届出、業務報告書その他の書類の提出その他に関しこの法律を実施するため必要な手続を定めることができる。

（認可事項実行の届出及び認可の失効）

第九十一条 金庫がこの法律の規定による認可を受けた事項を実行したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣及び労働大臣に届出なければならない。

2 金庫がこの法律の規定による認可を受けた日から六月以内に、その認可を受けた事項を実行しないときは、その認可は効力を失う。

3 第三十条第三項（やむを得ない事由がある場合の特例）の規定は、前項の場合に準用する。

第九十二条 金庫の業務若しくは会

計が法令若しくは定款若しくは規約に違反し、又は金庫の運営が著しく不当であると認料する委員は、その事由を添えて、文書をもつてその旨を大蔵大臣及び労働大臣に申し出ることができる。

2 前項の申出があつたときは、大蔵大臣又は労働大臣は、金庫に対して、その業務又は会計に關し必要な報告書の提出を命じ、前項の申出について調査しなければならない。

3 金庫が前項の規定による報告書を提出しないときは、大蔵大臣又は労働大臣は、金庫の業務又は会計の状況を調査しなければならない。

（検査の請求）

第九十三条 委員は、総会員（個人会員を除く。）の十分の一以上の同意を得て、金庫の業務又は会計が法令又は定款若しくは規約に違反する疑があることを理由として、大蔵大臣及び労働大臣にその検査を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、大蔵大臣又は労働大臣は、金庫の業務又は会計の状況を調査しなければならない。

（銀行法の準用）

第九十四条 銀行法（昭和二年法律第二十一号）第十条（業務報告書）、第十二条（監査書）、第十八条から第二十二条まで（休日、払戻停止の公告及び届出、調査権、検査権、経営保全命令）、第二十五条（廢業又は解散決議の認可）、第二十七条（裁判所による清算人の選任及び解任）及び第二十八条から

第三十一条まで（裁判所の清算人任免権、清算監督命令、裁判所の監督権限、検査監督官の権限）の規定は、金庫について準用する。この場合において、これらの規定中主務大臣とあるのは「大蔵大臣及び労働大臣」と読み替へるものとする。

（事業免許の取消等）

第九十五条 金庫が法令、定款又は法令に基く大蔵大臣若しくは労働大臣の命令に違反したときは、大蔵大臣及び労働大臣は、業務の停止を命じ、理事若しくは監事の改任を命じ又は事業の免許を取り消すことができる。

2 大蔵大臣及び労働大臣は、業務の停止を命ぜられた金庫に対し、その整理の状況により必要と認めるときは事業の免許を取り消すことができる。

（雇調）

第九十六条 大蔵大臣及び労働大臣は、前条第一項又は第二項の規定による事業の免許取消の処分をしたとき、あらかじめ当該処分を受けるものの出頭を求め、公開による雇調を行わなければならない。

2 大蔵大臣及び労働大臣は、前項の雇調をしようとするときは、その期日の二週間前までに、処分の理由並びに雇調の期日及び場所を当該処分を受けるものに通知し、且つ、雇調の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の雇調においては、当該処分を受けるもの及び利害関係人は、自己又は本人のために釈明を

し、且つ、有利な証拠を提出することができる。

4 大蔵大臣及び労働大臣は、当該処分を受けるものが正当な理由がなくして第一項の雇調に応じなかつたときは、同項の雇調を行わないで前条第一項又は第二項の規定による事業の免許取消の処分をすることができ。

（権限の行使）

第九十七条 大蔵大臣及び労働大臣は、第九十四条において準用する銀行法第二十条（業務報告書又は監査書の提出及び第二十一条（業務状況及び財産状況の検査）の場合においては、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。

（権限の一部の委任）

第九十八条 大蔵大臣及び労働大臣は、この法律による権限の一部を都道府県知事に委任することができる。

2 前項の規定により委任することができ権限の範囲は、政令で定める。

第十一章 罰則

第九十九条 金庫の役員がいかなる名義をもつてする問わす、金庫の事業の範囲外において、金庫の金銭により貸付若しくは手形の割引をし、又は投機取引のため金庫の財産を処分したときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができ。

3 第一項の規定は、刑法（明治四

十年法律第四十五号)に正条がある場合には適用しない。

第百条 左の各号の一に該当する場合に、その違反行為をした金庫の役員、参事その他の職員を一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条の規定に違反したとき。

二 第九十四条において準用する銀行法(以下本条及び第百一条中「銀行法」という。)第十条の規定による業務報告書又は銀行法第十二条の規定による監査書の不実の記載その他の方法により官庁又は公衆を欺もうとしたとき。

三 第九十二条第三項若しくは第九十三条第二項又は銀行法第十二条の規定による検査に際し、帳簿書類の隠蔽、不実の申立その他の方法により検査を妨げたとき。

2 金庫の役員、参事その他の職員がその金庫の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その金庫に対して同項の罰金を科する。

第百一条 左の各号の一に該当する場合に、その違反行為をした金庫の役員、参事又は清算人を一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基づいて金庫が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 この法律の規定に定める登記を怠つたとき。

三 第十七条第二項、第四十一条

第四項又は第四十五条第四項の規定に違反したとき。

四 第二十一条の規定に違反して会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五 第二十四条第七項若しくは第五十四条において準用する商法第二百四十四条、第四十二条若しくは第六十八條において準用する商法第二百六十条ノ三又は第六十八條において準用する商法第四百九条の規定に違反して議事録、財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六 第三十一条第二項又は第三十三条の規定に違反したとき。

七 第三十四条第五項の規定に違反して役員の補充のために必要な手続をとらなかつたとき。

八 第三十六条の規定に違反したとき。

九 第三十八条又は第三十九条(以上の各規定を第六十八條において準用する場合を含む。)の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

十 第四十条(第六十八條において準用する場合を含む。)又は第四十二条において準用する商法第二百七十四条第一項の規定に違反して正当な理由がないのに

帳簿及び書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

十一 第四十二条において準用する商法第二百七十四条第二項又は第六十八條において準用する商法第四百九条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十二 第四十六条の規定に違反したとき。

十三 第五十六条第一項若しくは第五十七条第二項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第六十二条第四項において準用する第五十六条第一項若しくは第五十七条第二項の規定に違反して合併又は事業の全部の譲渡若しくは譲受をしたとき。

十四 第五十六条第二項(第六十二条第四項において準用する場合を含む。)第六十六条第一項、第六十八條において準用する商法第四百二十一条第一項又は銀行法第十九条に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十五 第六十条又は第六十一条の規定に違反したとき。

十六 第六十二条第三項の規定に違反して合併又は事業の譲渡若しくは譲受をしたとき。

十七 第六十八條において準用する商法第三百三十一条の規定に違反して金庫の財産を分配したとき。

十八 第六十八條において準用する商法第四百二十一条第一項の期間を不当に定めたとき。

十九 銀行法第十二条に規定する監査書を備えて置かず、又は銀

行法第二十條の規定により大蔵大臣及び労働大臣に提出しなければならない書類帳簿の提出を怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

二十 第九十五条第一項又は銀行法第二十二條若しくは同法第二十九條の規定により大蔵大臣及び労働大臣又は裁判所のした命令に違反したとき。

第百二条 第八條第二項の規定に違反した者(法人であるときはその代表者)は、一万円以下の過料に処する。

附則
(施行期日)
1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して三箇月をこえない期間内において、政令で定める。

(信用協同組合の金庫への組織変更)
2 この法律施行の際、現に存する信用協同組合は、この法律施行の日から起算して一年以内に総会(総代会を設けている組合にあつては総代会)の議決を経て、労働金庫となることができる。

3 前項の規定により労働金庫となる場合において、その信用協同組合の定款、組織その他の事項がこの法律又はこれに基づく命令の規定に反するときは、定款の変更その他の必要な行為をしなければならぬ。

4 (役員又は総代に関する経過措置)
第二項の規定により労働金庫となる場合において、現に当該信用協同組合の役員又は総代であるものは、引き続き労働金庫のこれに相当する役員又は総代となるものとし、その任期は、その信用協同組合の役員又は総代の残任期間とする。但し、その残任期間がその金庫の役員又は総代の任期をこえるときは、当該任期とする。

(登記)
5 第二項の規定による労働金庫への組織変更は、同項の期間内に、労働金庫の主たる事務所の所在地において、第六十九條第二項(設立の登記の記載事項)の事項を登記することによつて、その効力を生ずる。

6 前項の登記は、第二項の規定による総会(総代会を設けている組合にあつては総代会)の議決があつた日から二週間以内になければならぬ。

7 第五項の登記については、第六十九條第三項、第七十九條第一項及び第八十條(設立登記の手続)の規定を準用する。

8 第五項の登記の申請書には、金庫の定款及び組織変更に関する総会(総代会を設けている組合にあつては総代会)の議事録を添附する外、その信用協同組合の主たる事務所の所在地で登記する場合を除いて、その信用協同組合の登記簿の謄本をも添附しなければならない。

9 信用協同組合につきその主たる事務所の所在地で、第五項の規定による登記をしたときは、登記官又は、職権で、その信用協同組合の登記用紙にその事由を記載して、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

ばならない。

10 信用協同組合につきその主たる事務所の所在地以外の地で、第五項の規定による登記をしたときは、登記官吏は、その信用協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に對し、その旨を通知しなければならない。

11 第九項の規定は、前項の通知があつた場合に準用する。

12 登記官吏は、第九項（前項において準用する場合を含む。）の手續をしたときは、その信用協同組合の従たる事務所の所在地を管轄する登記所に對し、その旨を通知しなければならない。

13 第九項の規定は、前項の通知があつた場合に準用する。

14 信用協同組合が第二項の規定により労働金庫となつたときは、その労働金庫は、第五十八條（金庫の事業）の規定にかかわらず、その信用協同組合の組合員で組合を脱退したものと及びそのものと生計を一にする配偶者その他の親族に對し、組織変更の際に存した預金若しくは定期積金の契約又は貸付の契約を継続することができる。（現存する信用協同組合の名称に關する経過措置）

15 この法律施行の際、現に存する信用協同組合であつてその名称中に「労働金庫」の文字を用いてゐるものについては、この法律施行の日から一年間は、第八條第二項及び第三項（名称の使用禁止及び保護）の規定は、適用しない。（政令への委任）

第十五部 労働委員会會議録第十二号

16 前各項に定めるものの外、この法律の施行に伴い特別の経過措置を必要とするときは、政令で定める。

（法人税法の改正）

17 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九條第六項中「信用金庫連合會」の下に「労働金庫、労働金庫連合會」を加える。

（登録税法の改正）

18 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「信用金庫連合會」の下に「労働金庫、労働金庫連合會」を、「信用金庫法」の下に「労働金庫法」を加える。

（印紙税法の改正）

19 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ六ノ二の次に次の一号を加える。

六ノ六ノ三 労働金庫又は労働金庫連合會ノ發スル出資証券、預金通帳、積金通帳又は積金証書

同條第九号ノ五を第九号ノ六とし、第九号ノ四を第九号ノ五とし、第九号ノ三の次に次の一号を加える。

九ノ四 労働金庫又は労働金庫連合會ノ發スル預金証書ニシテ其ノ記載金高千円未満ノモノ

（地方税法の改正）

20 地方税法（昭和二十五年法律第

二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二百九十六條中「信用金庫」を「労働金庫若しくは労働金庫連合會及び信用金庫」に改める。

第三百四十八條第五項中「連合會」の下に「並びに労働金庫及び労働金庫連合會」を加える。

第七百四十三條第六号中「信用金庫」を「労働金庫及び労働金庫連合會並びに信用金庫」に改める。

第七百四十六條第二項第五号の次に次の一号を加える。

五ノ二 労働金庫及び労働金庫連合會

（事業者団体の改正）

21 事業者団体の法（昭和二十三年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項第二号中「ツ中」を「労働金庫法（昭和二十八年法律第三百四十六号）」に改める。

（臨時金利調整法の改正）

22 臨時金利調整法（昭和二十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「信用金庫連合會」の下に「労働金庫、労働金庫連合會」を加える。

（国民貯蓄組合法の改正）

23 国民貯蓄組合法（昭和十六年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

三ノ三 労働金庫ノ預け金又は定期積金

第四條第一項中「信用金庫預金」の下に「労働金庫預金」を加える。

（割増金附貯蓄の取扱に關する法律の改正）

24 割増金附貯蓄の取扱に關する法律（昭和二十三年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「信用金庫」の下に「労働金庫」を加える。

（納税貯蓄組合法の改正）

25 納税貯蓄組合法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「信用金庫」の下に「労働金庫」を加える。

（經濟關係規則の整備に關する法律の改正）

26 經濟關係規則の整備に關する法律（昭和十九年法律第四号）の一部を次のように改正する。

別表乙号中第十九号ノ二の次に次の一号を加える。

十九ノ三 労働金庫法ニ依ル労働金庫及労働金庫連合會

28 労働省設置法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四條第十九号の二の次に次の一号を加える。

十九ノ三 労働金庫法（昭和二十八年法律第

号）に基いて、労働金庫又は労働金庫連合會に對し、免許、認可、調査若しくは検査を行い、又は監督のため必要な措置を命ずること。

第七條中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 労働金庫法に基いて、労働金庫及び労働金庫連合會の事業を免許し、これを監督すること。

昭和二十八年八月十一日印刷

昭和二十八年八月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局